

## 第9章 援助（親子分離）

### 1. 児童相談所における対応

#### （1）親子分離（施設入所・里親委託など）について子ども、保護者にどう説明するか

虐待を受け危機的状況にある子どもとその家族に対し、在宅での援助が困難であると判断した場合には施設入所等の措置（里親委託を含む）を採ることが必要になる。その場合速やかに保護者と子どもに説明し、同意を得ることになるが、さまざまな困難が予想される。

##### [1] 保護者への説明

保護者が虐待の事実を認め、子どもとの関係改善を望んでいる場合は同意を得やすいが、虐待の事実を認めなかったり、子どもの問題行動があったから厳しくしただけだと自分の行為を正当化する、あるいは世間体を気にして施設入所に同意しない保護者も多い。

そういう保護者は、たとえば次のような言い方をする。

- ・親が一番子どものことをわかっている。その親が育ててこれないのに、他人が育ててよくなるはずがない。
- ・施設は親のない子の行くところ。親がいるのだから行く必要がない。
- ・しつけをゆるくしたらもっと悪くなる。そうなったらどうしてくれる。
- ・職員が一生子どもの面倒をみってくれるのか。
- ・施設に入れるのなら親子の縁を切る。
- ・家族は1人でも欠けたら家族ではない。子どもがいないと働く気にならない。金が入ってこなかったらどう責任とってくれるのか。
- ・親戚が反対したら説明できない。親が責められる。
- ・近所で「子どもはどうしたのか」と聞かれたら困る。
- ・他のきょうだい学校で事情をきかれたら、返事に困る。

等々。

このような主張に対しては、基本的には十分耳を傾けつつも、同時に児童相談所としての判断を正確に伝えなければならない。

なお、同意を得る際に留意しなければならないのは、保護者が虐待を認めてはいても、「自分が虐待するのは子どもの問題行動が原因である」と自分の行動を正当化しているような場合である。この場合、保護者の主張にそって、表面的に現れている子どもの問題行動を治療するために施設入所が必要であると説明すると同意を得やすい。しかし、この方法では保護者の子どもに対する不適切な養育が不問に付され、保護者は自らの虐待行為を振り返ることもないため、保護者自身の行動が改善される見通しは乏しい。また、子どもも「自分が悪い子だから施設に入れられる」という思いになり、虐待で受けた心身の傷の上に更に傷を負うことにもなりかねず、施設入所後の子どもの情緒や行動にも大きく影響する。そのため、入所はできたものの保護者への治療的関わりができず、問題が持ち越されたままになってしまうこともある。

虐待事例については保護者の不適切な養育が問題なのであり、子どもの問題行動の多くもその結果として現れた場合も珍しくない。したがって、施設入所についての説明をする場合は、保護者が子どもに行ってきた虐待の事実をあいまいにせず（虐待の告知）、入所等の措置が必要な理由をわかりやすく説明し、保護者自身の問題として認識させることが必要である。

その上で、家庭で親子がうまく生活していくためには家族・保護者がどのような努力をすればよいのか考え、家庭復帰に向けた具体的な計画を一緒に立てることが必要なことなどを説明し、同意を得るべく努力する。

施設入所の同意が得られたら書面で確認し、施設での生活と援助（治療）の目的・方針、入所の期間（治療の見通し）、援助方法（親子関係の持ち方、面会、外泊等）、苦情解決の仕組みの概要を説明する。これについては、虐待を行っている保護者のみならず配偶者や同居の親族等の理解を得ることも重要である。

入所措置が必要であるにもかかわらず保護者が同意をしない場合は、「保護者とわれわれは意見が異なり、折合いがつかないため家庭裁判所の判断を仰ぐことにしたい」と提示する。なお、面接の過程で保護者が気持ちを変えて入所に同意する場合もある。その場合には、なぜ同意したのかもよく吟味しつつ援助指針を作成することが大切である。

同意が得られない場合は、児童相談所としては迷うことなく児童福祉法第28条の申立てをする。

なお、施設入所については保護者の意に反しての措置はできないという意味であり、積極的な同意を条件とはしていない。

## [2] 子どもへの説明

虐待を受けた子どもは、人間に対する不信感や恐怖心を抱いており、なかなか本当のことを言おうとしない。さらに、次のような特性を持っていることが多い。

- ・虐待の事実を家族内のこととして秘密を守ろうとする
- ・親はよい存在であってほしいという思いから、親をかばおうとする
- ・親は悪くない、悪いのは自分だから暴力を振るわれるのだという理解をして、虐待されることを納得しようとする
- ・親から見捨てられるのではないか、という不安を持っているためにより親にしがみつく

そのため虐待が子どもにとって耐えがたい状況になって、明らかに親子を分離し施設等に入所させなければならぬ場合でも、親と一緒にいたいという気持ちを持ち続けたり、保護者の前で萎縮し、保護者の意向にそった返事しかできないこともある。施設入所についての子どもの意向は、安心した状況のなかで子どもの気持ちを酌み取るための配慮をした上で確認したい。

ある子どもは、一時保護中に、「家には帰りたくない」と表明したので「どうして？」と質問すると、「僕が悪いことをするから、イライラしたお父さんが酒を飲んで家の中がもめる。僕がいないほうが家が平和だから施設に行く」と答えた。施設入所を希望する事例であっても、このように、「虐待されるのは自分が悪いから」という誤った自己評価が理由となっている場合もあるので、子どもへの説明の際には十分配慮し、こうした理解をしている場合はその後の援助を通じて正していく必要がある。

- ・すべての子どもは「安全に」「自信をもって」「自由に生きる」権利を持っていること
- ・仮に子どもが過ちをおかしても、暴力は許されないこと

などを説明した上で、心身の安全と健やかな成長のために、家族から離れて施設で生活する必要があることを伝える。

なお、それでも親子分離について葛藤があり、施設入所を躊躇するような場合には、「児童相談所が様々な状況から判断して施設入所が適当と決定した」と、それが最善の利益を図る上で必要な措置であり、施設入所したことは、子どもの責任ではないことを説明するなど、子どもの精神的負担を軽減するよう努めることが大切である。

子どもが施設入所に同意したら、パンフレットやアルバム等で施設の生活について説明するとともに、その目的や入所期間の見通し、施設における苦情解決の仕組みや社会福祉協議会に設置される運営適正化委員会への苦情の申し出の方法、入所中の親子関係の持ち方（治療方法、面会、外泊等）などを分かりやすく説明し、子どもの不安をできるだけ取り除く。また、「子ども

の権利ノート」などに基づいて、施設の中で保障される子どもの権利について、年齢や理解力に応じた説明をすることも重要である。

## (2) 親権者の同意に基づく入所措置等の保護者援助

親権者の同意によるもの、法第28条の措置によるもの、いずれであっても、子どもの状態、保護者の状況をよく観察、把握し、長期的に見て、親子関係の改善ができるように援助するという姿勢で臨むことが基本である。

以下では、同意による入所の場合と法第28条の規定による入所の場合とに分けて保護者援助について述べることとする。同意入所の場合の援助は、次のとおりである。

### [1] 入所前の保護者への援助

保護者援助は、子どもが児童福祉施設へ入所する準備段階から開始される。保護者に対しては、初期段階から、できる限り援助内容に対する意見を聴き取るとともに、保護者自身の問題行為についてふり返るなど整理を促す面接に努める。また、将来の見通し等の説明を行うことで保護者援助を受け入れる動機付けが深まることもあるので、丁寧に行うことが大切である。

同意を得る際には、子どもに対する施設や学校等の援助内容を理解してもらい、保護者の行為改善に向けて児童相談所や施設が取り組む援助内容に関しても併せて同意を得ておく。援助指針の策定時に、保護者等の参画を得て援助方針を決めることも有用であり、可能ならば、そうした取り組みの実施を検討する。

「子どもに対する学校や施設の援助内容を理解すること」の中には、児童福祉施設での生活、学校での指導に保護者の立場から協力し、通学先の変更や学校行事等に保護者が参加するよう努めることなども含まれる。

また、「保護者の行動改善に向けた援助内容」の例としては、児童相談所や児童福祉施設での保護者援助プログラムへの参加のための定期的通所や施設での子どもとの定期的面会、必要な場合には、保護者自身が定期的に通院することなどが考えられる。

これらの援助内容についての説明を行い同意を得ることは、保護者援助を受け入れる動機付けにもなるので、特に重視して取り組む必要がある。

### [2] 児童福祉司指導措置等についての考え方

親権者の同意により児童福祉施設入所措置等が採られる場合は、保護者の側に援助を受ける意識があることも多いが、形式的に施設入所に同意はしていても、児童虐待の自覚が乏しい保護者、自己中心的な言動を展開する保護者、入所する子どもに無関心な保護者等もあるので、そのような場合には、積極的に児童福祉司指導措置等を採用することとする。なお、児童福祉司指導措置等を採用するタイミングは、通常、入所措置等に合わせる人が多いと思われるが、援助の経過の中で、適宜保護者の評価を行い、必要に応じて適時適切に当該措置を採用することとする。

### [3] 入所直後の保護者への援助

同意による施設入所であっても、入所直後の保護者の喪失感は大きいことを理解する必要がある。これは、虐待している、いないにかかわらず、どのような保護者にも起こりうることである。

保護者は、よく次のように話す。

- ・今頃、子どもは何をしているだろうか
- ・何か欲しがっているもの（足りないもの）はないか
- ・やはり、預けたのは間違っていたかもしれない

したがって、初期段階においては、短期集中的に保護者の問題解決に向けたカウンセリング及び指導を行い、保護者を支え、保護者が自ら問題点を整理できるよう支援することが重要である。

たとえば、上記のような保護者の思いは往々にして生じるものであることを、あらかじめ伝えておくような対応が考えられよう。

なお、保護者の気持ちの揺れが大きい間、また子どもが施設等になじむまでの期間は、ある程度面会などを控えてもらうようにする。

一般的には2～3週間、手紙、電話、面会を控え、この間に積極的に保護者と関わりを持ち、気持ちを受容する。子どもが施設入所等に同意したのは、親子関係をこれまでと違う形で作りなおすために必要だったことを再度説明し、その決断を評価することが重要である。保護者自身が自らの決断を受け入れ、今後の目標を持てるように動機づける。

援助の初期段階は、子どもに対しては新たな生活に慣れること等を目標にした取組を開始する一方で、保護者に対しては、上記のように短期集中的に濃密な取組を行う時期であることから、これを念頭に置いた計画を策定するとともに、短期目標は、長くとも3カ月以内とする。

#### [4] 保護者と親族等との調整

保護者と親族との葛藤状況が長く続いていると、親族が子どもの施設入所に反対することもある。

このような場合、必要であれば保護者の了解を得て親族と会い、施設利用についての正確な情報を伝え、理解と協力を求めることを検討する。子どもの眼前で親族間の葛藤をあらわにしないよう配慮を依頼することも必要である。

#### [5] 転校について

きょうだいの内の1人の子どもだけを分離するような場合で、学校等に所属していれば、転校理由についての配慮が必要である。分離する子どものプライバシーを十分守れるよう、保護者・学校ともよく協議しておく。

#### [6] 面会について

面会は、子どもと保護者の安定性を見計らい、それぞれの意向を十分聞いた上で実施する。どちらかがその気持ちになれない時は、児童福祉司が間に入り、双方に理解できる形で説明し、期間をおくようにする。

焦る保護者には「関係の修復には時間を要する。じっくり取り組もう」と説明する。電話や面会は難しくとも、手紙でのやりとりならば可能かつ適切だと考えられる場合もあるので、保護者と子ども本人とのコンタクトに関しては、さまざまな方法を工夫しながら援助を進めていくよう努める必要がある。

入所後の初めての面会には慎重な配慮が必要である。特に、保護者が不用意に引取りを口にしようとした場合には注意がいる。したがって、施設等との事前の協議を綿密に行い、子ども・保護者それぞれの状況や両者の関係性を見極めた上で実施しなければならない。なお初期の面会時には、今後の方針を確認するためにも、児童福祉司（必要に応じて児童心理司等）も同席する。

面会の具体的な進行としては、次のような流れが考えられる。

- ・施設職員と児童福祉司が保護者に会い、入所後の子どもの様子を報告する
- ・子どもの肯定的な面、たとえば、「自分の気持ちが少しずつ出せるようになってきている」といった点を保護者に伝える
- ・合わせて、子どもの今後の課題等についても配慮しつつ説明する
- ・面会を前にした保護者の気持ちを丁寧に聞き取る

・施設職員、児童福祉司等が同席し、保護者と子どもに面会してもらう

入所後の子どもは、それまでの抑圧していた気持ちを、色々な形で表現するものであり、それはごく自然な形であると、保護者に説明しておくことが大切である。

保護者の中には、「施設で子どもが前より悪くなった」と考えたり、子どもに「もっとがんばれ、まだよくなっていない」と訴えるような場合もあるが、入所後の子どもは、往々にして、それまでの抑圧していた気持ちを色々な形で表現するものだということを伝え、子どもを正しく理解できるよう説明することが大切である。また、保護者自身の努力を評価したり、体調を気遣ったりすることも大切であり、子どもと保護者相互のイメージアップにつながるような援助の姿勢を持つことが必要である。

面会は、最初からあまり頻繁に設定するのではなく、状況を見て頻度を決めていく。子どもと保護者が、共に安心感を持って面会できるよう心がけ、面会の様子が落ち着くまで、職員が同席したり様子を見たりして気を配る。

面会后、子どもと保護者双方に感想を尋ね、今後の課題について検討する。

経過が良好に推移し、面会が安定すれば、それ以降は施設長、施設の担当者、ファミリーソーシャルワーカー等が主として対応することも多いので、これらの者を介して保護者の支援を行う。

なお、この場合でも、面会の頻度や方法などの援助内容については児童相談所と施設とが、具体的に確認しておくことが必要である。

#### [7] 外泊について

面会等において親子の関係が良好であれば、外出、外泊を段階的に実施することとなる。この判断は、それまでの保護者援助を通して得られた評価に加え、施設が把握する子ども及び保護者の情報を合わせて、協議の上で時期を決定する。

外泊（一時帰省）中に虐待によって死亡する事件も報告されており、外泊を決定する際には、特に慎重な判断を行う必要がある。そのため、児童相談所及び児童福祉施設が同席して「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（別表）」（別添9-1）等を活用して客観的に判断する。

また、保護者援助の過程において、あらかじめ設定した評価の時期には、遅滞なく援助の評価を行った上、援助指針の検討・見直しを行い、自立支援計画に反映させる。

#### [8] 強引な引取り要求や保護者が援助にしたがわない場合の対応

入所等には同意をしたものの、児童相談所が提示する保護者への援助指針に従わず、自分の都合だけで面会を求めるなど、保護者が自己中心的に振る舞ったり、強引に引取りを要求してくる場合もある。

保護者が子どもを強引に引き取って家庭に連れ戻した後、子どもの生命を奪ってしまった事件も起きており、また、そこまでいたらなくても、虐待の再発という苦い事例を多くの児童相談所や施設が経験している。

子どもの引取りについては、本章（6）で述べるように、子どもや保護者について必要な事項を確認し、地域関係機関等との調整も行った上で決定されるものである。そうした手続きを無視した強引な引取り要求に対しては、毅然とした対応により拒むことが必要である。

##### ア. ソーシャルワークによる対応

自ら同意して施設入所させた場合でも、「すぐにでも引き取りたい」という短絡的な行動を引き起こしてしまう可能性は十分あり得る。このような場合には動揺している気持ちも含めてじっくり話を聞き、どのような保護者でも同じような気持ち、淋しさを経験するものだという

た説明をしつつ、今無理に子どもを連れて帰れば入所前の状態が繰り返されるだけであることを伝え、入所に至った経過をあらためて一緒にふりかえることが大切である。

保護者が直接施設に行ってしまった場合には、「引取りについての相談窓口は児童相談所」であることを施設から説明し、措置の仕組みを理解させた上で、児童相談所で対応する。

いずれにしても、根気強く入所の意味付けを再確認し、その後も積極的に保護者と面接や電話で関わりを持ち、保護者の気持ちを受け止めるよう努力する。

#### イ. 法的対応

それでも強引な引取り要求等が続く場合も考えられるので、その場合には、毅然として法的な対応をとる。

児童福祉法第27条の措置等を採用する場合で、子ども又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき等については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされているので、速やかに審議会の意見を聞き、その結果などを適切に保護者に伝えるなどして理解を求める。

また、必要と認めるときは、児童虐待防止法第12条に基づき、保護者に対して子どもとの面会・通信を制限する。なお、児童福祉司指導措置等が採られていない場合には、積極的に当該措置を採り、具体的な指導事項を示して行動化を図る必要がある。児童福祉司指導措置等を採用すべき例としては、児童虐待の自覚がない保護者、自己中心的な行動を展開する保護者、周囲の援助を拒否する保護者、入所する子どもに無関心な保護者等、保護者の主体性を尊重するだけでは児童の福祉が図れないため、児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例が考えられる。

なお、児童福祉司指導措置等を採用した場合の対応は [9] で述べる。

#### ウ. 対応における留意点

対応については、複数の職員で臨むことを原則とする。

中には衝動的に暴力を振るう保護者等がいることもあるので、とくに暴力的、攻撃的な行為をとりやすい保護者等については、1人で面接することを避け、職員の性別等も考慮したチームで対応することが必要である。

夜間等の職員の数の少ない場合にも適切に対応することができるよう、あらかじめそうした場合の対処方針、対処方法を決めておく。

児童相談所だけでなく、保護者が来訪する可能性がある施設でも、事前に最寄りの警察署と協議を設定し警察の協力が得られるよう十分な配慮をすることも必要である。必要に応じて警察に協力依頼して職員の身の安全を図るとともに、第4章9(2)に述べた法的対応についても検討する必要がある。

#### [9] 児童福祉司指導措置等を採用した場合の対応

児童福祉司指導措置等を採用場合には、保護者に対する具体的な指導内容に加え、当該措置に従わない場合の措置についても、あらかじめ文書によって教示を行った上で、指導を行う。

児童福祉司指導措置等に保護者が応じない場合には、児童虐待防止法第11条第3項に基づき、都道府県知事による指導を受けるよう勧告を行う。

当該勧告を行っても、保護者に指導を受ける意識や態度に変化がないと判断される場合で必要があると認めるときには、同条第4項に基づく一時保護を行った上で、法第28条措置の申立てを行う。法第28条措置の申立てに当たっては、子どもの年齢、子どもの意向、児童福祉施設における入所期間、保護者の状態等を勘案して、現在入所している児童福祉施設での生活の継続、また

は愛着関係の形成及び永続的な措置を念頭に置いた里親委託など、子どもの最善の利益を最優先にした意見を付す。

また、同条第5項に基づき、その保護者に親権を行わせることが著しくその子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に親権喪失宣告の請求を行う。

この場合における法第28条措置の申立てについては、児童福祉法第27条第6項による都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて実施する。

#### [10] 援助計画の見直し

すでに述べたように、援助の初期段階は、長くとも短期目標は3カ月以内として援助計画の再評価、見直しを行う必要があるが、初期段階の経過後は、乳幼児の場合は3カ月ごと、少年（学童以降）の場合は6カ月ごとを目安として目標を設定することとし、再評価、指針の見直しについても、当然のことながらこの期間に併せて実施する。再評価、指針の見直しに当たっては、当該児童福祉施設等と十分協議の上、必要に応じて子ども及び保護者等の当事者の参画を求める。

### (3) 法第28条措置における保護者援助

[1] 法第28条措置は、保護者の意に反した措置であるため、その指導には困難も予想されるが、毅然とした対応を行う。

また、児童福祉法第28条の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならないこととされている。深刻な虐待事例の中には、子どもが再び保護者と生活をともにすることが、子どもの福祉にとって必ずしも望ましいとは考えられない事例もある。このような場合まで親子の再統合、再度の同居を促進するものではないが、児童相談所においては、この2年間に親子の再統合その他の子どもが良好な家庭的環境で生活することができるよう、保護者に対する援助及び施設や里親に措置（委託）された子どもの訪問面接等に努めるとともに、親子の再統合が可能であるかを検討するものとする。

#### [2] 児童福祉司指導措置等の併用について

法第28条措置の場合は、保護者が重篤な精神疾患による入院や長期収監中である等、指導の実行が困難な場合を除き、原則として児童福祉司指導措置等を採用することとする。特に、児童福祉法第28条第2項において、児童福祉施設への入所期限が2年間と定められており、「保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者とその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがある」と認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる」とされている点もふまえ、積極的に本措置を採用することが必要である。

児童福祉司指導措置等を採用際には、決定通知に保護者が行うべきことを明示して保護者の理解を促すとともに、指導を受ける義務があることを周知する。

#### [3] 面会・通信の制限

子どもが望まなかったり、子どもにとって心身の発達や情緒面に悪影響があると考えられる場合には、面会・通信の制限を行う。さらには、保護者がこれらの制限に応じない場合には、接近禁止命令を発出することにより、保護者の行動を制限することを検討する。

なお、面会・通信制限については、「指導」として行うものもあり得るが、児童虐待防止法第12条の4による接近禁止命令を発する場合には、本法の規定に基づき、あらかじめ「行政処分」として面会及び通信の全部を制限していることが要件とされている。したがって、こうした可能性のある場合には、行政手続法第14条、第29条第1項及び第30条の規定により、書面により、根拠

条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を提示し、本法第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与しておかねばならない。

#### [4] 児童福祉司指導等に従わない場合の対応

本章1(2)[9]で述べた点と共通するが、児童虐待防止法第11条第3項において、都道府県知事による指導に係る勧告を行うことができることとされているので、積極的に当該勧告を行う。この勧告を行うことにより、効果的に援助を実施できることが期待されるほか、次の手続を採る際の前提条件となることから積極的な運用を行う。

当該勧告に従わない場合には、同条第4項に基づき、必要があると認める場合は、法第28条措置等の必要な措置を講ずるものとされているが、当該事例は、既に法第28条措置により児童福祉施設に入所しているため、場合によっては、家庭復帰困難事例として里親委託に措置を変更することも検討する。

また、同条第5項では、必要に応じて親権喪失宣告の請求を行う旨も規定されているので、児童福祉施設に入所したままで親権喪失宣告を申立等により、子どもの最善の利益を確保するよう努める。

援助の実行においては、保護者に対し、児童福祉司指導措置等が持つ意義、保護者援助の内容、将来の見通し等を伝え、理解を促す。そのためには、面接等の機会を設定し、保護者と向き合い、ねばり強く対応することが重要である。

なお、法第28条措置という枠組みがあるにもかかわらず、執拗に引取りを要求したり、暴力的、攻撃的な行為を繰り返す保護者がいないわけではない。そのような場合には、複数の職員で臨むことを原則とし、とくに暴力的、攻撃的な行為をとりやすい保護者等については、1人で面接することを避け、職員の性別等も考慮したチームで対応することが必要である。

また、夜間等の職員の数の少ない場合にも適切に対応することができるよう、あらかじめそうした場合の対処方針、対処方法を決めておく。

児童相談所だけでなく、保護者が来訪する可能性がある施設も、事前に最寄りの警察署と協議を設定し警察の協力が得られるよう十分な配慮をし、職員の身の安全を図ることが必要である。

#### [5] 援助指針の見直し

児童福祉司指導措置等の効果を勘案して、面会・通信の制限、接近禁止命令が行われている場合には、保護者の指導を受ける態度を勘案して面会・通信の制限の解除、接近禁止命令の取消しを検討する。

保護者援助は、行きつ戻りつの状態になったり、対立が更に深まったり、膠着状態に陥ることもある。このような状態を適切に評価して、援助指針の見直しに際しては、子どもの最善の利益を確保するよう努める。

### (4) 施設入所中の子どもへの心理的援助はどのように行うか

虐待のために家族から分離されて施設に入所することは、子どもにとって非常に重大な体験である。こうした体験は、子どもに「二重のトラウマ(心的外傷)」を生じさせる可能性がある。ひとつは、保護者からの虐待によるトラウマであり、もうひとつは保護者を失ったことによるトラウマである。何らかの手当を施されない限り、こうしたトラウマが自然に癒えていくことはまずないと言っていいだろう。したがって、子どもの施設入所後にも、彼らがこれらのトラウマから回復できるよう、児童相談所はできうるかぎりの援助を行わなければならない。

本項では、施設に入所している子どもに対して児童相談所が行う援助を、施設職員へのコンサルテーションと子どもに対する直接的な心理療法の2つに分けて述べる。

## [1] 施設職員へのコンサルテーション

虐待や家族からの分離によるトラウマは、子どものさまざまな「問題行動」として現れる傾向がある。施設の職員は日常的にこれらの行動に振り回されてしまう可能性もあり、そうした事態で子どもが「問題児」のレッテルを貼られてしまうこともないとは言えない。

子どものトラウマ性の反応としてまず考えられるのは、PTSD（Posttraumatic Stress-Disorder：心的外傷後ストレス障害）である。

虐待というトラウマによって生じうると考えられる特徴を列記すると以下のようになる。

- 入眠困難などの睡眠障害（PTSDの過覚醒症状）
- 注意集中困難，多動性（PTSDの過覚醒症状）
- 悪夢，夜驚（PTSDの侵入性症状）
- 無感情，無感覚（PTSDの回避・麻痺症状）
- 無気力，抑うつ（慢性化した回避・麻痺症状）
- 年少の子どもや小動物に対する過度の攻撃行動（行動上の再現性）
- かんしゃく・パニックや，それにとまなう破壊的行動（感情調整障害）
- 年長者や力の強いものに対する従順さ（力に支配された対人関係）
- 年少時に見られる無差別的愛着傾向（愛着形成の障害）
- 思春期以降に見られる対人関係の希薄さ（愛着形成の障害）
- 他者，特に自分にとって重要な意味のある年長者に対する挑発的行動と，それにとまなう虐待的な対人関係（トラウマとなった対人関係の反復的再現）
- 万引き，暴力的行為，喫煙などの反社会的行為（トラウマ性の情緒の行動化）
- セルフカットなどの自傷行為（感情調整障害，あるいは解離症状への対処行為）
- 拒食や過食などの摂食障害，食べ物への固執（口唇期性障害）
- アルコールや薬物への依存（PTSDの回避・麻痺症状）

児童相談所としては，以上のような症状もしくは行動を，保護者からの虐待や家族の喪失のトラウマに起因するものであると施設の職員が理解できるようなコンサルテーションを提供することが必要となる。

併せて，施設においては，これまで不適切な環境下にいたことにより損なわれた心の発達を補償していくことや，歪んだ認知，対人関係パターン等への治療教育的なかかわり方，身体面の発達が遅れている場合のかかわり方などに関するコンサルテーションも提供することを忘れてはならない。

なお，子どもの問題行動への対応については，第9章2（3）で述べる。

## [2] 子どもの心理療法

### ア．虐待によるトラウマへの接近

保護者からの虐待という体験は，そのまましておけば子どもの性格や人格の発達に非常に深刻な影響を与えるトラウマを生じる可能性がある。こうしたトラウマの多くは，子どもを児童養護施設などの虐待的ではない環境に移しただけで癒えることはない。子どもには，虐待体験を直接扱っていくことでトラウマを軽減するための援助が必要となる。

こうした虐待体験によるトラウマを扱っていくための心理療法については，第9章2（4）で述べる。

## イ. 家族の喪失への接近

虐待を受けた子どもへの心理的な援助で、重要なテーマとなるのは、家族との関係である。虐待を受けた子どもは、自己中心的な認知傾向（self-centeredness）と保護者からのメッセージとが相まって、「自分が悪い子どもだから虐待されたんだ」という罪悪感や「それほど悪い子どもだから施設に入れられたんだ」といった見捨てられ感を持っていることが多い。したがって、子どもの心理療法において、こうした罪悪感や見捨てられ感を解決する必要がある。

罪悪感を修正するためには、第9章2（4）で述べるようなトラウマへの接近を通して保護者による虐待行為などを吟味していくことで、最終的には「保護者が間違っただけをしたんだ」という認知を持てるようになることが重要である。その際に、保護者の「意図」と「行為」を分けて、行為を問題にすることが大切であり、決して保護者を「悪者」にしないよう留意しなければならない。

こうした罪悪感への接近に関連して、見捨てられ感を扱っていくことも重要である。その際、援助者は「保護者はあなたを見捨てたりはしないよ」「また家族のところに帰れるよ」などといった、場合によっては非現実的な保証となりうる発言をしないよう注意する必要がある。むしろ、「見捨てられたんだ」という子どもの思いや、家族を失うことへの喪失感にしっかり寄り添うことが援助者には求められる。また、保護者がどのように変われば家族の元に戻れるかといったテーマを大切に扱うことも重要である。そのためには、家族のソーシャルワークや心理療法の担当者と緊密に連携することが大切である。

## ウ. 具体的な援助の取り組み

児童虐待を理由に入所し、心理療法が必要な子どもが多く入所している現状に鑑み、情緒障害児短期治療施設に限らず、児童養護施設や乳児院、児童自立支援施設にも心理療法を担当する職員が配置されるようになってきている。したがって、児童相談所は、援助指針を定める際、個別的な心理療法や集団療法などの必要性の是非を判断するとともに、そうした心理療法を児童相談所職員が行うのか、それとも施設の心理療法担当職員が実施するのかを明確にし、援助指針、児童福祉施設が策定する自立支援計画の中に明確に位置づけておく必要がある。

なお、そうした心理療法を実施するにあたっては、単に児童心理司や施設の心理療法担当職員に任せるのではなく、児童福祉施設・児童相談所の両者が密接に連携し、さらには児童精神科医等の意見を聞くことが望ましい。

## (5) 施設等との連携、家庭環境調整に向けた取り組みをどう図るか

### [1] 施設職員への支援

施設入所してきた子どもにとって、最も必要とされる「安心感」が得られるよう、また、保護者にも受容的かつ的確な対応ができるよう、施設職員を支援していくのも児童相談所の役割である。入所までに行ったアセスメント（見立て）に基づき、子どもと保護者のこれからの行動をある程度予測して対応を考えるとといった、共に学び対処する姿勢を大切にして支援を行うことが必要である。

### [2] 子どもとの関わり

子どもに関わる職員には、子どもの生育歴や家庭状況をできる限り詳しく知ってもらおう。虐待状況に適應するために子どもがどう生き延びてきたのか、施設入所後にその後遺症がどのように出ると予測されるかを併せて説明する。

担当職員に対して、子どもは攻撃、挑発、過度の要求をぶつけることも十分考えられる。子どもの行動が激しいほど、職員間に緊張状態が生じ、相互に批判的になりやすいことを当初からよ

く説明し、対処の方法を共に考えておく必要がある。担当職員が1人で子どもを抱え込まぬよう、また、「担当が子どもを甘やかすすぎるからあなると周囲が批判して追い詰めることのないよう、周囲が担当職員を援助できるように働きかける。子どもの日常の様子をそれぞれの職員がよく観察し、情報交換を密にして、行動の流れやパターンを把握したり、何気なく話していることの意味をくみ取ったりしながら、職員全員がよりよく子どもを理解できるような雰囲気を作ってもらおう。

予測しないことがいろいろ起こり得るので、施設と児童相談所とが、いつでも連絡を取り合い、率直に協議し、連携ができるような関係を築いておくことが基本である。児童福祉司にとっても施設からの情報は大変貴重なものであり、多くの示唆が得られる機会となるので、施設からの連絡を重視する必要がある。また、心理療法やカウンセリングなどの心理治療が必要な子どもに対しては、児童心理司も施設と連携を図り、施設内で心理療法を実施することや、必要に応じて自らが施設を訪問して指導したり子どもの通所指導を行うなど、積極的に心理治療を行うことを検討する。

### [3] 保護者への関わり

保護者に一貫した対応をするため、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）など、保護者担当の職員を特定してもらうことを基本とする。ファミリーソーシャルワーカーは、虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話や面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談・指導等の支援を行い、入所児童の早期退所を促し、親子の再構築等が図られることを目的として配置されているので、児童相談所は保護者等への関わりを行う際には、特にファミリーソーシャルワーカーとの連携を重視しなければならない。とはいえ、保護者によっては、担当が不在でも早急に対応を求めてきたりするので、臨機応変な対応体制を整えておくことが必要である。

施設職員と保護者の関係が良好なものとなるよう、特に入所当初は配慮が必要である。「保護者自身も困難な生い立ちを抱えており、周囲の人に対しては、不信感や攻撃性をあらわにしがちである」といった保護者に関する具体的な情報や見立てなどの説明を十分にしておき、保護者の言動に振り回されたり、職員との間に葛藤を引き起こしたりすることを最小限にとどめるよう配慮する。基本的には、保護者の気持ちを受容的に聴いたり、体調を気遣ったり、努力を評価したりして、子どものことだけでなく、保護者自身のことも話題にし、気にかけていくと、より話がしやすくなることも心得てもらおう。

子どもの状態については、保護者に不安を与えないよう配慮して伝えてもらう。入所させたことに対する葛藤などから、「前よりも施設で子どもが悪くなった」と批判的になることはよく見られることであるが、「子どもなりに気持ちが出せるようになってきている」といった肯定的な側面も報告し、保護者が「安心して子どもを預けられる施設だ」と理解できるよう努める。ただし、「子どもは職員に何でも話してくれる」などと言うことで、保護者が子どもとの距離を感じたり、施設職員に競争心を持ったりすることもあるので注意を要する。

子どもが、恐怖心などから保護者との面会や帰省を拒否している場合は、子どもの意向をそのまま保護者に伝えるかどうか慎重に考慮しなければならない。施設職員、児童福祉司が相談した上で「子どもがまだ十分に気持ちを出せていない。不安定な状態が続いている」などと状況を説明し、今はまだその時期でないことを理解してもらうよう努めることが必要である。

初めての面会、外出、帰省は、大切な節目であり、本章の1 (2) [6] 及び [7] などをふまえ、保護者対応について十分協議できるようにしておく。

いずれにせよ、保護者との関係づけは決して容易ではないことを、全ての職員に理解してもらい、施設、児童相談所の両方で、焦らず、たゆまず取り組めるように働きかけていく。

## (6) 措置解除の適否判断と解除時の子ども、保護者等への援助はどうあるべきか

援助指針や自立支援計画に沿って、親子関係の修復・改善がなされ、他に養育上の問題がなければ、子どもを家庭に復帰させることになるが、児童虐待防止法第13条の規定において、児童福祉施設入所措置等の解除にあたっては、保護者指導の効果、当該子どもに対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案することとされており、家庭復帰に際しては、こうした点をふまえて慎重な判断を行わなければならない。

単に保護者と子どもの両者が家庭復帰を希望しているとの理由だけで引き取らせると、虐待行為が再発したり、新たな問題を引き起こすことにもなりかねないので、施設と児童相談所が一致して、保護者に対する指導措置の効果、子どもの心身の状況や心情等を十分把握し、決定することが重要である。

### [1] 措置解除の条件

家庭復帰の適否を判断するためには、

- ・これまで行われた保護者援助の効果、援助指針及び自立支援計画の達成状況並びに児童福祉施設長の意見等を勘案した評価
- ・保護者の現状の確認
- ・子どもの意思の確認
- ・家庭復帰する家の状態、家庭環境等を直接確認
- ・地域における援助体制・機能の評価

等を行った上で、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（別添9-1）」等を参考にして客観的かつ総合的に判断する。「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」は、施設入所後から局面ごとに使用することで、子どもと家庭の変化を適切に把握することが可能となるので積極的に活用することが望ましい。

特に、過去の虐待による死亡事例においては、母親の妊娠中や出産後間もなくの大変な時期に家庭復帰させたため虐待が再発して亡くなった事例、養育困難をネグレクトと捉えていなくて地域の援助体制も組織せずに家庭復帰をさせたために虐待が再発して亡くなった事例などが報告されていることに留意する。

したがって、措置解除を行うにはおおむね以下のような条件を満たしていなければならない。

- ア. 家族システムが施設入所措置前（虐待が行われていたころ）から変化し、虐待が再発する可能性が少ないと判断されること。
- イ. 保護者が自分の行為を反省し、「もうしない」と断言しており、これに合理的根拠があると判断されること。
- ウ. 援助機関と保護者の間に信頼関係が樹立されており、今後も継続的な援助が可能と判断されること。
- エ. 援助や再発の早期発見のためのネットワーク（セーフティーネットワーク）が地域に存在すること。

### [2] 措置解除に当たっての確認事項

[1] の条件を満たしているかどうかを判断するため、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」をふまえながら、施設と児童相談所が次のような点を十分確認することが重要である。

#### ア. 子どもについて確認すべき事項

- ・家庭復帰することを望んでいるか（子どもは家庭復帰を望んでいる一方で、復帰に対する不安を抱いている場合が多い。したがってそのような子どもの心理状態に配慮しつつ面接し、確認することが重要である。）
- ・家庭復帰するについて、子どもの意向や必要な条件はどのようなものか
- ・虐待を行った保護者に対する思いはどのようなものか
- ・一時帰宅（週末帰宅，短期帰省等）等によって，虐待を行っている保護者に対する態度や気持ちがどのように変化したか
- ・親子関係改善のための援助や心理治療によって，子ども自身の生活態度や性格行動および保護者に対する態度や気持ちが，どのように変化したか
- ・虐待問題が再発したり，他の問題が発生した時の相談場所や相談者，避難場所の確認をしているか。
- ・虐待問題が再発したり，他の問題が発生した時の保護者への対処法が分かっているか。
- ・虐待問題が再発したり，他の問題が発生した場合，再入所の可能性もあることを分かっているか。
- ・家庭復帰後の親子関係改善や子どもの性格行動問題改善を目的とした治療，あるいは経過観察のための通所や家庭訪問が，どの機関の誰がどのようにするのかを理解しているか。

#### イ. 虐待を行っていた保護者について確認すべき事項

- ・子どもを家庭に引き取りたいと思っているか
- ・虐待行為が子どもに与えた心的外傷が理解できているか。また，子どもに対する気持ちはどのようなものか
- ・虐待の原因について理解できているか
- ・虐待の原因を解消するように改善努力がなされてきたか。また，解消されているか
- ・子どもの心理状態，性格行動や精神的・身体的発達状況が理解できているか。また，家庭復帰するについて，子どもの意向やそのために必要な条件をどのように理解しているか
- ・保護者としての自覚や育児技術の習熟度はどのようなものか
- ・家族関係，きょうだい関係の状況はどのようなものか
- ・地域社会，近隣との関係はどのようなものか
- ・保育所，幼稚園・小学校・中学校等の学校との関係はどのようなものか
- ・虐待の再発防止のための援助機関（児童相談所，福祉事務所（家庭児童相談室），市町村保健センター，保健所，民間虐待防止団体等）との関係はどのようなものか
- ・一時帰宅（週末帰宅，短期帰省等）等によって，子どもに対する態度や気持ちがどのように変化したか
- ・親子関係改善のための援助や心理療法によって，保護者自身の生活態度や性格および子どもに対する態度や気持ちがどのように変化したか
- ・虐待問題が再発したり，他の問題が発生した時の相談場所や相談者が分かっているか。
- ・虐待問題が再発したり，他の問題が発生した場合，再入所の可能性もあることを分かっているか。また，了解できるかどうか。
- ・家庭復帰後の親子関係改善や子どもの性格行動問題改善を目的とした治療，あるいは経過観察のための通所や家庭訪問が，どの機関の誰がどのようにするのかを理解しているか。

以上のような事項について綿密に協議，評価した結果，親子関係の改善が確認でき，家庭復帰を進める方向に結論が出た場合，次に地域で当該家族を援助する関係機関との調整に入る。

ウ. 要保護児童対策地域協議会の積極的な活用など、地域関係機関等との調整

家庭復帰の方針を決定した場合には、市町村（要保護児童対策地域協議会）、子どもが入所する児童福祉施設等と協働して、当該保護者が、地域の関係機関から適切な援助を受けられるように指導するとともに、子どもが家庭や地域で安全に暮らせる環境を整え、市町村に対して援助内容を明確に伝える。

特に、地域における援助内容を決定するには、市町村（要保護児童対策地域協議会）とともに事例検討を行い、子どもの心身の状態、昼間過ごす場、家の状態、家族状況、家庭環境、保護者の遵守事項等を関係機関が理解した上で、各機関が具体的に支援する役割を決めることが重要である。具体的には、以下の点に留意する。

- (ア) 社会資源を利用することは、保護者の精神的・物理的な負担の軽減につながることから、社会資源の有無を確認する。例えば、家庭の養育機能の補完として保育所や放課後児童健全育成事業（学童保育）等を利用することは在宅生活を維持する上で重要であり、同時に虐待の再発を早期発見することにもつながる。
- (イ) 在宅生活を維持する上で、親戚、近隣知人等の家族周辺の援助は重要な意味を有することから、こうした援助の可能性を確認する。
- (ウ) 虐待再発防止のため、要保護児童対策地域協議会（およびその調整機関）が状況を把握し、その構成メンバーとして期待されている福祉事務所（家庭児童相談室）、市町村保健センター、保健所、病院、保育所、幼稚園・小学校・中学校等の学校、警察、児童委員（主任児童委員）等、当該家族が生活している地域の関係機関、関係者との相互理解・協力によって虐待を受けた子どもとその家族を援助していくことが非常に重要である。

守秘義務が課せられている協議会を活用し、当該家族のプライバシーに配慮しながら、関係機関および関係者に対し家庭復帰について説明し、受入れの準備を整えてもらう。

もし、家庭復帰について関係機関から問題点の指摘があった場合は、十分時間をかけて検討・協議し、結論を導き出すようにしなければならない。

また、援助を行うにあたって、関係機関の果たすべき役割や児童相談所の役割について、また、援助内容の適否を点検するため、協議会の個別ケース検討会議を定期的開催することなどについて確認をしておく。

- (エ) 家族の状況観察と家族援助を実施する場合、緊急時に即応できる相談援助体制（ネットワーク）を整備する必要がある。例えば、子どもの欠席が続く場合、保育所、学校等に家庭訪問を依頼して家族の状況観察を実施する。そのようなことを想定して家庭引取り前に関係機関との事例検討会等を開催して役割分担を決定しておく。
- (オ) 児童相談所が遠隔地にあつて、交通手段等の事情により定期的な家庭訪問等が困難な場合、福祉事務所の社会福祉主事、児童委員、児童家庭支援センター等に指導依頼（委託）する。その際には、保護者に社会福祉主事、児童委員等が関わることを説明して同意を得るとともに、保護者と子どもに紹介する。

この場合、これらの指導と併用して児童福祉司指導とするなど、児童相談所としては、指導を他機関に依頼（委託）した後も引続き進捗状況を把握するとともに必要な指導を行う。

- (カ) 施設を退所した子どもに対し、相談や定期的な訪問等を行い子どもを見守るとともに、家族等に対しても精神的な支援等を行うため、要保護児童対策地域協議会を積極的

に活用する。このため、協議会との連携を確保しつつ、施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるよう必要な調整を行う。

- (キ) 特に、要保護児童対策地域協議会については、措置解除の判断を行う際にも、また家庭引取後の指導や援助を行う際にも、積極的に活用することが重要である。

### [3] 措置解除に当たっての留意事項

#### ア. 措置停止を経てから、措置解除を行うこと

家庭復帰の決定（措置解除）は、児童福祉施設入所措置等の停止を行い、家庭生活が支障なく送れることを確認した上で行う必要がある。入所する児童福祉施設、地域の関係機関の協力を得て多くの視点からの情報を把握し、児童福祉司指導措置等への措置変更又は継続指導を採ることとして家庭復帰（措置解除）を決定する。

なお、子どもに対して児童福祉施設等入所措置等を採り、併せて、保護者に対する児童福祉司指導措置等を採っていた場合には、児童福祉司指導措置等に集約する。

家庭復帰直後の数カ月から半年間は特に子ども虐待が再発する可能性が高い期間と考えられるので、保護者の強い希望で家庭に返した数週間後に、子どもが保護者の暴行によって死亡するという事例も報告されている。したがって、退所直後は児童相談所や市町村が綿密な連携をとりながら、頻繁に家庭訪問等で観察を続けるべきである。

#### イ. 子どもにも非常時には緊急通報で連絡をとらせるよう話をする

学童の場合には、施設へ電話連絡がとれる能力をもっている。退所に際して子どもに万一の場合には、SOSの電話通報を施設にしてくれるように話をしておくことよい。こうした方策で実際に、子どもを救出した例が次の事例である。

#### **【事例】**

家庭復帰して4カ月経過したある夜、父親が酒を飲んで暴れており、頭を殴られ怖くて家を飛び出した。母親は仕事からまだ戻ってきていないという訴えの電話をA男（小5）から、施設に通報してくる。A男の家は、自動車で施設から20分程度のところにある。家の近くの公衆電話から電話をしたということで、そこで待合せをすることにした。直ちに出向きA男に会い事情を聞く。こうした状況は今回で2回目だという。家に出向くと、父親は酔いも覚めていたようで、バツのわるい顔しておとなしく頭を下げて恐縮した態度をとる。父親に注意をしているところに母親が戻ってくる。母親からも父親の状況を聞き、こうした状況が続くようならば再措置になる旨を伝え、A男が今日のところは家でがんばるということで帰ることにする。もし同じようなことがあったらまた連絡してくるようにA男に伝えておく。その後、半月足らずで同じことが発生し、A男から連絡があり、「家にいたくない」と言ってくる。行ってみると、頬に青あざをつくったA男が泣きながら事情を説明した。そのままA男を施設で保護し、両親にその旨、告知する。

こうした救出例もあることから、子どもにも退所前によく話をする必要がある。

### [4] 措置解除の適否判断に際しての留意事項

#### ア. 保護者の発言の真相を調査確認する

保護者によっては、子どもを早く引き取りたいために、「仕事を見つけました」「病院に受診しました」等虚偽の発言をする場合がある。ところが、家庭周辺の調査をすると事実と反する場合もあるので、必ず事実確認の調査を実施する。

イ. 保護者の子どもに対する責任ある行動は引き取る際の重要な判断材料となる

子どもに「面会に来るよ」「外泊の迎えに来るわね」等と約束しながら、実際には来所しない保護者もいる。このような場合、子どもは保護者に対して絶望感と裏切られ感を持ち、心の傷を深める危険性がある。保護者の責任ある態度と子どもの保護者に対する感情等を十分見極める。

ウ. 面会を通じて親子関係の変化を確認する

通所、家庭訪問等により保護者に一定の改善が見られた場合は、親子関係再構築の作業として面会を実施することとなるが、面会前、面会中、面会後の保護者と子どもの言動等を行動観察して、子どもの心身の安全が確保されると判断できれば、外泊を実施する。

エ. 外泊時の状況は家庭引取りの最終的な判断材料となる

保護者は「子どもも変わりました」、子どもは「お父さん、お母さん、優しくなった」等と、双方とも面会の一瞬を捉えて問題解決されたと錯覚することが多い。外泊は入所措置後の親子の変化を相互に体験する機会となる。親子関係修復のため、面会、外泊等の回数および期間を変える等、個別の事例に応じて課題内容を検討して実施する。

#### [5] 子どもに対する留意事項

ア. 子どもの意見を聴き、無理のない家庭引取りを考える

子どもは「お父さん、変わるなんて嘘だ」「お母さん、優し過ぎて変な感じ」等と家庭復帰を拒む場合もある。家庭支援専門相談員や児童指導員等がチームを組んで、子どもの意見を聴き、不安を取り除く。また、子どもに無理のない緩やかな家庭引取りプログラムを検討する。

イ. 子どもにも考えさせる

保護者の不適切な関わりの結果、子どもも自分本位な態度をとったり、ささいな刺激に感情的に反応しやすくなっており、子どもの保護者に対する感情等に配慮しながら自分のことを自分で考える体験を積ませる必要がある。

ウ. 子どもは、家庭引取りと同時に児童相談所や施設との関わりがなくなるのではないかと不安を募らせることもあるので、家庭引取り後も、通所、家庭訪問等により保護者や子どもの相談にのっていく旨伝え、安心感を持たせる。

エ. 子どもに身近な相談相手と緊急避難先を知らせる

家庭引取りは虐待の再発の危険性が解消されたとの判断から実施するが、家庭引取り後、新たな要因により再発する可能性もある。子どもには虐待が再発した場合、親戚、近隣知人あるいは学校、福祉事務所、児童委員（主任児童委員）等の緊急避難先を知らせる。幼児、小学校低学年の子どもの場合、自ら連絡したり、緊急避難することは難しく、緊急避難対策を事前に関係者間で検討しておく。

#### [6] 保護者に対する留意事項

ア. 保護者の家庭引取りの判断材料は問題意識と問題解決能力の有無である

保護者自らが虐待に至る要因に対して問題解決する意識を持っていると、第三者の援助を受け入れる可能性は高くなり、問題解決に向けて進展する。保護者が問題意識を持つことができるよう、虐待に至るストレスを受容し、精神的・物理的な負担を軽減させることに力点を置く。

イ. 虐待は世代間連鎖の問題によることが多い

保護者自身の被虐待歴を確認しておく。被虐待歴のある場合、保護者の辛さ、苦しさを共感する。また、保護者との面接中、子どもにとって肯定的な関わりと否定的な関わりを判別し

て、保護者の自己評価を高めるとともに否定的な関わりを排除するため、肯定的な関わりは支持し、同調して安定した親子関係を強化する。

#### ウ. 家族援助の際の留意事項

保護者と児童福祉司等の間で信頼関係を結べるようになると、具体的な虐待要因の問題解決を図る段階へ移行する。例えば、経済困窮、保育所利用等の場合は保護者に福祉事務所等を紹介することとなるが、保護者と他機関との信頼関係が樹立されていないことも多い。このようなときには、児童福祉司が保護者に付き添うなどの配慮をする。

#### エ. 家庭訪問して施設入所措置前後の家庭環境の変化を調査する

子どもの施設入所により家庭内の関係に変化が生じる。家庭訪問して夫婦関係および家族関係、親戚関係、保護者の内面的な変化等を把握するとともに、必要に応じ親戚および近隣知人、学校、児童委員（主任児童委員）等から事実関係を確認する。それらの状況の変化を考慮しながら面会、外泊等の具体的な家庭引取りのプログラムを作成する。

### [7] 保護者が転居している場合の手続き

措置の解除に当たっては、すでに述べたとおり、保護者指導の効果、当該子どもに対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案して決定した上で、措置停止を経て措置解除し、解除後も継続指導や児童福祉司指導等の措置をとることとする。

なお、子どもが児童福祉施設等へ入所している間に、保護者が当該児童相談所の管轄地域から他の地域へ転居することもある。その場合には、児童相談所運営指針が「保護者の住所の変更に伴う移管は、子どもの福祉にとって必要と認められる場合においては、保護者の転居先を管轄する児童相談所等と十分協議し、事例を管轄する児童相談所を決定する」と述べている点をふまえ、適切に対応する。

児童虐待の場合は、入所措置をした児童相談所が一貫して対応することが少なからずあると考えられるが、この場合には、保護者の住所地を管轄する児童相談所に協力を仰ぎ、保護者宅に外泊する場合の調査依頼等が行える体制を整えるとともに、家庭復帰の適否を決定する段階で、子どもが入所する児童福祉施設、保護者の住所地を管轄する児童相談所と次の内容に関して協議して方針を決定する。

- ・家庭復帰を行う時期
- ・家庭復帰後の援助体制、援助内容
- ・移管時期及び移管の方法

ただし、保護者援助の実施及びその効果等を勘案することなく、保護者の転居だけを理由とした家庭復帰を行ってはならないことは言うまでもない。

## (7) 措置解除後の援助をどう行うか

### [1] 措置解除直後の留意点

すでに本章1 (6) [3] において述べたことであるが、子どもが家庭復帰した直後の数カ月は、子ども虐待が再発するハイリスクな時期とされており、保護者の強い希望で家庭に帰った数週間後に、子どもが保護者の暴行によって死亡するという事例も報告されている。家庭に復帰した直後は、児童相談所、学校など地域関係機関との連携を十分行いながら、頻繁な観察・接触を行う必要がある。

## [2] 措置解除後の援助体制

措置解除後の援助に当っては、虐待行為の再発の可能性を十分考慮した取り組みが必要である。したがって、保護者援助によって児童虐待のリスクが逡減して家庭復帰ができたとしても、当面の期間は、当該家庭の状況の変化を即座に把握し、対応するために継続した援助を続けることが必要であり、一定期間（少なくとも6カ月間程度）は、児童福祉司指導措置等又は継続指導を採るものとする。

同時に、児童相談所は、市町村（要保護児童対策地域協議会）と役割を分担して、家庭訪問のタイミングや回数、子どもが所属する機関の役割等に関して統一的な対応方法を共有するとともに、児童相談所が当該事例のケースマネジメントを担うことを明確にしておく。

また、市町村の援助機関では、養育状態が悪化した場合の統一的な対応方法を共有し、状態の変化が起きれば躊躇なく実行する。

具体的には、子どもが通う幼稚園・小学校・中学校等の学校や保育所、あるいは地域の児童委員（主任児童委員）など、家族や子どもに日常的に接触する立場にある関係機関などが、様々な援助を行いつつ、緊急の場合は児童相談所や福祉事務所に速やかに通告する役割（モニター）を担ってもらうことなどが考えられる。

## [3] 通所などによる子どもへの援助

家からの距離にもよるが、措置停止して家庭に戻った段階から、児童相談所や以前入所していた施設に通ってもらい指導することを検討する。来所した子どもから家庭の状況を聞き、危険度を判断することも重要であるが、それ以上に子どもが楽しく遊べるような取り組みを行うことが大切である。

そうした取り組みを通じて、子どもが世の中の常識的な価値観や自分自身の感覚に信頼をおくことができるようになれば、保護者の虐待行為を客観的に見つめ直したり、家族のシステムを意識化し、自らの生き方を主体的に模索することも可能となり、精神的なバランスの回復を図り、自信をよみがえらせることができる。

## [4] 家族の援助

子ども虐待は家族システムの問題であるため、常に家族全体を視野においた援助が必要である。

子どもが施設から家庭に復帰する場合、子どもは施設内で様々な経験をしたり、年齢的にも成長しているが、家族は以前のシステムのまま変わっていないこともある。そのため、十分な取り組みを経て措置を解除した場合であっても、帰った家に子ども自身の居場所がなかったり、短期間で以前と同じ親子関係の葛藤が再現することもないとはいえない。

家庭復帰に先立って面会や試験外泊を繰り返すなど慎重な対応を行うことは言うまでもないが、家庭引取り後も家族全員に定期的に児童相談所に来てもらうか、家庭訪問を行い引取り後の様子や対立点を家族療法的に調整していくことが大切である。

## [5] 要保護児童対策地域協議会の活用

この期間、当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導措置等を解除し、その後の対応を市町村に引き継ぐこととする。市町村は、要保護児童対策地域協議会を活用し、施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように必要な支援を行うこととする。

## 2. 施設における対応

### (1) 自立支援計画はどのように作成するか

[1] 虐待を受けた子どもにとっての自立支援計画とは

平成16年度の児童福祉法改正に伴う児童福祉施設最低基準の改正により、児童養護施設等においては、入所中の個々の子どもについて、子どもやその家庭の状況を勘案し、その自立を支援するための計画を策定することが義務付けられた。

このことは、複雑かつ深刻化する子どもの問題に、これまで以上の的確なアセスメントと明確なビジョンを持って臨むことが求められたということである。

虐待を受けた子どもは身体的な目に見える外傷、火傷、熱傷、骨折等だけでなく、乳幼児の頃からの保護者の不適切な関わりにより、発達遅滞、情緒・行動障害等の目に見えない心的外傷を引き起こすことによる後遺症が深刻で、複雑・多様な心理的課題を抱えている場合が多い。子どもが受けた身体や心の傷を癒し、まわりの大人や保護者に対する信頼を回復させるとともに、独立した人格と主体性を尊重し、1人ひとりの子どもの発達と自立を支援していくための具体的な指標となるものが自立支援計画である。

[2] 自立支援への取り組みについての考え方

自立支援とは、子どもが社会人として自立して生活していくための総合的な生活力を育てることであり、基本的な生活習慣の習得や、職業訓練だけを意味するものではない。自立とは孤立ではなく、他者や社会とのよい関係のなかで、社会的資源を活用して生活していく能力を備えることである。しかし、保護者から虐待（不適切な扱い）を受けて入所する子どもの多くは、まわりの大人や保護者に対する不信感（基本的信頼感の欠如）や自己概念の歪み（自信のなさ、劣等感、自己に対するマイナスイメージ）などにより、この社会的自立に不可欠な人間関係につまづいている。

また、低い自己評価や自尊心の欠如から対人関係がうまくとれず、過度の愛着傾向を表したり、攻撃性や虐待関係の再現傾向などにより、施設内の生活でもトラブルが頻発する事例も少なくない。加えて、虐待を受けた子どもの入所率は増加しており、施設総体としての子どもの自立支援への取り組みは厳しさを増している。しかし、いかなる現況にあっても、すべての子どもにとって安心して生活出来る環境を保障しながら、心のケアを含めた援助を行っていく具体的な自立支援への取り組みが求められる。

また、自立支援計画は子どもたちひとりひとりについて策定するものであるが、その土台となる施設の取り組みにおける次のような課題についても、自立支援への取り組みとともに、評価、点検をしておくことが必要である。

- ア. 施設内の援助について、地域の人々や、職員間で理解できるものになっているか（援助の社会化・客観化）
- イ. 子どもの意見表明や最善の利益が尊重されているか（子どもの権利擁護）
- ウ. 自己実現や存在感の確立が体験できるプログラムが用意されているか（ウェルビーイング）
- エ. 児童相談所や地域関係機関などと意思伝達、関係がうまくとれているか（機関との連携）
- オ. いじめや体罰等の施設内虐待がないか（暴力の否定、懲戒に係る権限の濫用の禁止、施設内虐待の防止）
- カ. 調理員や事務員などを含む施設職員全員が虐待を受けた子どもひとりひとりに対する共通理解を持っているか（全職員参加）

特に施設の全職員が参加して施設内研修やケースカンファレンスを実施するのは困難さを伴うが、虐待を受けた子どもへの援助の専門職集団となるためには不可欠である。すなわち、虐待を受けた子どもおよびその保護者への対応は、担当保育士や児童指導員が1人で関わることは不可能である。援助の過程における子どもの表出するさまざまな言動に対して職員自身が巻き込まれ、感情を刺激されることで、体罰などの施設内虐待に至らないようにするためにもチームで関わるのが大切なのである。生活の場面で発せられる子どものサインや保護者の意向をどのように読み取り、分析、対応していくかは、施設の機能の根幹をなすところである。施設長、保育士、児童指導員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）、栄養士、事務員、調理員などすべての職員が同じ目的で協働して、連携を図りながら相互理解を深めそれぞれ異なった立場・方法で役割分担していくことで、より高い効果が生まれる。自立支援計画に基づいて子どもの自立支援を図ろうとするならば、どのような計画が適切であるかという職員間の不断の議論が必要となり、その過程を通じて職員の相互理解と連携が図られていくことになる。また、効果を上げるためには児童相談所や関係機関との連携が不可欠であり、日頃より信頼関係を深めるとともに、専門性を向上させ目の前の課題に全員で全力で取り組むことが大切である。

施設入所初日やはじめに援助に関わった職員の言葉や態度は重要である。「受入れ準備は万全であるか」「歓迎の意の伝達はどのようになされたか」（不安からの解放）、「個別援助プログラムや個別に関わる人がいるか」（自由な自己表現の受容と安心感）、「適切な対人関係の習得プログラムがあるか」（人間関係と歪んだ自己概念の修正）、「施設や学校、地域での友だちづくりやグループダイナミクスの活用、集団による育ち合う関係をどうしていくか」など具体的な検討が求められる。

スポーツやレクリエーション、野外活動、キャンプなどは参加すれば本来楽しい行事であるが、「参加できにくい子どもに自主的に判断して参加していく力を養うにはどうすればよいのか」（自我の強化や欲求不満耐性の確立）ということも重要な課題となる。

さらに、「親子関係の改善に向けた対応はいつから、どのように進めていくのか」（親子関係の再構築）ということも重要な検討対象となる。基本的には、児童相談所の示す援助指針とそれに基づく自立支援計画に基づいて行うこととなるが、保護者イメージの修正と親子関係の再構築は正比例しており、時間の経過とともに両者の変化、また、その関係性に変化が起きるので、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）等が児童相談所と連絡を密にして方針を共有する中で、電話、面会、帰宅等の機会をとらえ、あせらず慎重に進めることが肝要である。

また、「子どもの社会性を養うプログラムはどのようなものを実施しているか」についても留意する。施設を退所して、立派に社会人となって自立している卒園生との交流会や、職場見学、現場実習、ボランティア活動など、生活経験の幅を広げる中で、社会的適応力、達成感が習得されていく。保護者から心と身体に深い傷を受けて、自己肯定感（Self Esteem）が低く、学習された無力感（Learned Helplessness）を持つことも多く、ただ人から与えられるだけの受動的な立場から、ボランティア活動などのような人の役に立ち、人に喜ばれ、感謝されるという体験を通して得られた実感により、自己を高め、自信を身につけ、やらされてやるのではなく、主体的に取り組みながら能動的な立場に立って生活していけるよう援助することが自立支援の最終段階となってくる。

なお、PTSDなど虐待による後遺症がより重篤な場合は、情緒障害児短期治療施設への入所が適切ではあるが、地域の事情により児童養護施設への入所があった場合は、対応について綿密に児童相談所と協議し、児童相談所や適切な医療機関への通所などによる「心のケア」を行うことも自立支援計画の中に取り入れなければならない。

### [3] 自立支援計画作成のポイント

自立支援計画の実効性を上げるためには、全職員が、入所から退所まで1人ひとりの課題を認識し、自立支援計画を踏まえながら継続して援助にあたる必要がある。また、自立支援計画は、子どもの将来の自立や家庭復帰を見通した長期の目標設定と共に、定期的にその内容を検討し、計画の見直しを図らなければならない。

支援計画策定に当たりまず第1に大切なことは、子どもを理解する力を養うことである。子どもの抱えている問題の本質を見きわめ、現状を客観的に分析することにより達成課題を明確化し、着実に効果的援助が実行できることが求められる。そのためには、高度の専門性をもつ職員集団の育成が急務である。幅広い施設内研修の充実を図るとともに、施設外の研修会への積極的な参加などを通じて広く研鑽をつみ、バランスのとれた熱意のある職員集団を育成する必要がある。そのために施設長の果たす役割は大きい。

子どもの抱えている問題をどうみるか。児童相談所からの援助指針における短期的、長期的課題に基づき、児童相談所と協議の上、緊密に連携を図りながら援助を進めていくことが肝要である。そのためにはまず、子どもの持つ「人間としての力をどうみるか」が重要なポイントになってくる。施設のもつ力量が問われるのである。その子どもの特長を活かしエンパワメントできるように支援することが重要である。また、子どもが抱えている個別の問題や課題は、子ども自身の要因、家庭（保護者・家族）の要因、地域社会の要因が複雑に影響し合っている。そのため、自立支援計画は、これらの要因について十分な情報を基にして、個々の子どものニーズにあった処方箋とならなくてはならない。

なお、保護者から離れて施設で生活しても、将来に渡って保護者の影響力が薄れることはない。自立支援計画において保護者に対する働きかけも重要なポイントであることを忘れてはならない。

また、子どもの状況に速やかに対応し、援助に活かしていくために、具体的に支援目標をたて、入所直後は3カ月、その後は6カ月程度をめぐりに評価点検することが必要である。

自立支援計画の策定については、児童自立支援計画研究会「子ども自立支援計画ガイドライン」を参照されたい。なお、ここでは、自立支援計画票について同ガイドラインで提示されているものを掲載するので参考にされたい。（別添9-2参照）

## (2) 入所時における子ども、保護者への対応はどうあるべきか

### [1] 入所直前の対応とは

――子どもにとってその時点で施設入所が最善という共通認識を持つべきである

虐待を受けた子どもは基本的な信頼感の欠如からも、対人関係の取り方がきわめて不得手で、一部の例外を除いては極度に緊張したり、不安感をもって入所してくる。保護者についても同様で、なれない公的機関との入所事務手続などのやりとりで疲れ、心痛めて付き添ってくるわけであり、入所前の関わり（admission care）では不安感をどのように取り除くかが重要である。

このためには必要に応じて事前に児童相談所と相談、調整の上、施設職員が一時保護所を訪問して、施設における子どもの権利を説明したり、施設のパンフレット等で生活の様子を説明する、さらには事前に施設を見学させるなどして不安感を軽減したり除去することも必要である。

入所に至る理由や経過については事前に把握し、施設の職員が子どもと家族に対しての共通理解を持つことが必要である。虐待の事実に関しては、保護者、子どもとのやりとりの中で施設職員がどのように触れていけばよいかを児童相談所と調整する。子どもによっては身体的外傷が顕著であったり、表情や態度が固く他の子どもに奇異に映る場合があり、孤立してしまうこともあるので、施設および学校で自然に受け入れられるよう配慮していくことが必要である。

虐待を受けた子どもの入所の増加は、学校においても今まで以上に細やかな対応が必要とされる場面が増えることに他ならない。そのため、学校としての受け入れの意識と体制を整えておいてもらうために、個人情報保護に留意しながらも、必要に応じて児童相談所から学校への説明などを依頼し、施設生活とともに学校生活においても十分な配慮のもとで子どもが護られていく体制を整えておくことが望まれる。

子どもにとっての施設生活のスタートは、その地域での生活のスタートである。施設規模や立地、地域性等の諸条件は違うなかでも、それぞれに応じた工夫をし、施設を含めたその地域に子どもたちが迎え入れられるという体制を整えていくことで、入所する子どもが不安や緊張を安心して解いていくことができるような配慮が必要である。

## [2] 入所日には

――子どもの不安を取り除き、物心両面で安心して生活出来る場所だと実感させる

長年入所している子どもでも「入所当日の昼食のメニューは大好きなハンバーグだった」とか、初めての担当保育士が「添い寝してくれた」などと話すことがあるように、当日の記憶の確かさには驚かされる。入所日は子どもにとって大きく環境が変わる重要な日であり、不安も大きいことから、緊急の入所であってもネーム入りのスリッパを揃えたり、生活に必要な物をあらかじめ準備しておくといった配慮が大切である。また、勤務を工夫するなどして担当保育士、児童指導員、施設長などが揃って入所時の面接に立ち合いたいものである。

入所当初の関わり (beginning care) は歓迎の意をどのように伝えるかが目標であるから、緊張がほぐれ、ほっと出来るように温かく受け入れる配慮、および1人の人間として尊敬の念を持って受容的な態度で接することが肝要で、事務的な取扱いや保護者に対して高圧的な態度は禁物である。また、入所後も、施設と保護者が補い合いながら協働して子育てに当たっていくことを確認することも重要である。

入所時の面接において、施設の生活について分かりやすく説明する。子どもは虐待により心身に深い傷を受け、大人に対する不信感からどう救いを求めてよいのかわからないなど施設生活への不安感を抱いており、「苦情解決のしくみ」(図9-1)、保護者と子どもの関係の持ち方(面会、帰宅)、保護者と施設との協働の子育てなどについて説明し、子どもと保護者に安心感を抱いてもらえるよう配慮することが必要である。また、児童虐待防止法第12条に基づき、子どもと保護者との通信や面会を制限する場合もあり、児童相談所と連携し、子どもと保護者との関係が断絶してしまわないように十分、配慮、調整する必要がある。

また、入所中に児童相談所等への通所指導等が併用される場合には、その目的や方法についても説明しておく必要がある。

子どもの不安を軽減し、1日でも早く施設生活になじめるようホーム歓迎パーティー、レクリエーションの実施、担当保育士との1対1の食事やショッピング、入浴、添い寝などきめ細かな個別プログラムを検討するとともに、学校へ事前に見学に行くなど、地域、学校による受入れ調整を行う。

児童相談所からの援助指針を受けて「この施設では何を学ぶのか」といった生活目標を子どもと話し合う中で具体的に設定し、児童自立支援計画の中に盛り込む。それを踏まえて「正しい理解と適切な対応」を施設の全職員が習得、理解するためにケースカンファレンスには全員の参加を求めるべきである。

### [3] 入所初期には

#### —受容体験の積み重ねと集団の中でのステータスの確立

虐待を受けた子どもの多くは対人関係の取り方が不得手であったり、性格行動面に問題を抱えていることがあるので、入所初期には自立支援計画に沿って計画的な援助に当たらなければならない。子どもを暖かく受け入れ、あらゆる場面で支持し、共感してくれる職員との出会いの場が重要である。このような受容体験が積み重なるにつれ、不安が取り除かれ「私は守られている……」と安心して生活できる場所になり、ステータスの確立（居場所）が実感できていくのである。

保護者との基本的な信頼関係につまづいている子どもは、少し注意されただけでもふてくされたり、閉じこもったり、ささいなことでけんかをしたり、相手を怒らせたり、他罰的、攻撃的な態度をとったりする。甘えや暴言など「試し行動」をも暖かく受け止め、理解し、頭ごなしに叱りつけるようなことは慎むべきである。従来から施設が備えている幅広い年齢層の安定した職員集団がそれぞれ異なった価値観を持ちながらも、自立支援計画に基づいて協力し、虐待を受けた子どもの抱える問題ならびに保護者への対応について共通認識を持ち、ていねいな対応がなされなければならない。また、援助に当たり、難しいケースを持つ担当職員に適切な助言、指導を行えるスーパーバイザーなど、経験豊かな専門性に富んだ職員の養成も重要である。子どもが虐待に起因する心的後遺症を有している場合は、児童相談所へ通所して心理療法を受けたり、児童相談所の児童心理司と施設の心理療法担当職員が協力して心理療法を行う等により軽減を図る必要がある。

### [4] 施設における援助は人として「生きる力」の学習

#### —自分を肯定的に見ることができるために

ひとりの人間としてかけがえのない存在である子どもを、心身ともに健やかに育成し、社会人として自立して生活していくための総合的な生活力を育てるのが児童福祉施設の役割であり、その基礎となるのは「生きる力」の学習である。虐待を受けた子どもは、本来大切にされ愛されたいと願っていた親からの心ない言葉等で人間の尊厳を傷つけられたり、物心がつかない乳幼児期から心身の成長および発達を支え育むための適切な関わりがなされなかった状況や不適切な関わりの結果、自己肯定感が低く、人に対する不信感や、自信の無さ、劣等感など自己概念に歪みが見られ、ときには「学習された無力感・絶望感」（Learned Helplessness）さえ認められたりする。

施設は、24時間職員と子どもが寝食を共に生活をしており、職員の適切な関わりや子ども同士の相互作用により、心身の成長および発達の回復が図られる場である。自分の誕生を否定し、自分自身をも信じられなかった子どもが、自分が大事な存在だと自覚したり、大事なものとして自分の持物を大切にできるようになっていく。様々な行事などの実体験を通して、「やったらできたじゃないか」と自信を取り戻してゆき、表情が豊かとなり、「生きててよかった」と自分が生きていること、すなわち自分の人生を肯定的にとらえ、生きていく意味や「希望」、「生きる力」を学習していくのである。

いうまでもないが、子どもの権利が尊重され、いじめや体罰などを許さず、安全と安心に満ちた施設環境と運営が求められている。

ひとりひとりのつぶやきや意見に耳を傾けることの出来る職員や、落ち着いて目標に向かって励んでいる安定した年長児から多くのことを学習し、集団の遊びやスポーツ活動、各種の行事等により、自分自身を見つめることのできた子どもは、今まで学び得なかった「自我の強化」を学

習するよいきっかけをつかみ、正しいルールに裏打ちされた評価や承認による達成感を得て「欲求不満耐性の確立」や「社会的適応力」等を獲得していくことができるのである。

しかし、虐待を受けた子どもに係る施設での援助においては、子どもが虐待関係の再現傾向を示すことに注意しなければならない。子どもは「自分が悪いから罰として虐待を受ける」と思っていて、罰を受けないと不安定になり挑発してくる。いわゆる虐待されたことによる「試し行動」である。そのため、虐待を受けた子どもの中には、職員の指導に対し過度に反動的、挑発的であったり、暴力で問題を解決しようとする傾向を示す子どももみられる。職員が虐待関係の再現に巻き込まれてしまい、子どもを非難や攻撃したくなる感情を持ってしまうこと（逆転移現象）になってはならないし、体罰等の施設内虐待をしてはならない。心の傷が深い子どもほど、何度も何度もこのような行為を繰り返すことによって職員を試そうとすることが多いのである。その職員は本当に自分のことを受容し自立させてくれる人なのか、その真意や力量などを見定めようとするのであれば、その子どもがその職員を見切らない限り、信頼を寄せるようになるまで続くのである。だからこそ、職員はこのような「試しの行動」や「問題行動」などへ適切に対応することが大切なのである。虐待を受けた子どもの心理、行動特性について十分な理解に基づいて援助に当たる必要がある。児童相談所等の専門職員を交えた研修や事例研究会を実施して、施設の全職員が虐待についての正しい認識と適切な対応を習得し、一貫したしつけと愛情に満ちた援助がなされなければならない。また、職員相互の協力、連携プレーが大切で、担当職員といえども個人プレーは慎まねばならない。1人だけで関わってしまうと、精神的な負担が大きく、援助の効果が上がらないどころか抱えこんでしまって大きな問題に発展する場合がある。連携していくためには、生活の場面で発せられる様々な子どものサインをどう読み取り、分析、対応するのかが問われる。また、子どもの行動を観察する際も、ややもすると否定的言動、問題行動に視点が偏りがちであるが、常に子どもの長所や可能性に目を向ける必要があり、これらを適切に助言し援助するスーパーバイザーやサポートスタッフを各施設で工夫しなければならない。

### (3) 虐待を受けた子どもへの心理的援助の基本的枠組

- [1] 保護者等から虐待を受けて施設に入所してきた子どもは、直接的な身体の外傷が治癒した後も、虐待やネグレクトといったトラウマ性の体験や、親・家族からの分離体験などに起因するさまざまな心理・精神的問題や行動上の問題を抱えていることが多い。そのため、施設の児童指導員及び保育士（本章において、以下「ケアワーカー」とする）や他の子どもとの間で安定した人間関係を形成し、維持することが困難となり、成人後も対人関係の問題を中心にさまざまな社会生活上の困難を抱えやすいことが指摘されている。
- [2] 虐待を受けた子どもに適切な援助を提供するために、施設は、心理・精神的な問題や行動上の問題をも子どもの一部として抱えて支援するという、いわゆる「抱える環境」(holding environment)としての機能を果たす必要がある。ケアワーカーと子どもが起居を共にする中で、施設という空間が子どもにとって「安心できる場所」として機能する必要がある。子どもにとって、施設が、物理的にも心理的にも安心して生活できる場所であると感じられ、また、「守られている」という実感（被保護感）をもてるようになることが援助の基本となる。さらに、日常生活におけるケアワーカーと子どもとの情緒的な交流を通して、親密な信頼関係を形成し維持していくことも非常に重要な意味を持つ。安心、かつ信頼できるケアワーカーとの関係の中で、子どもは虐待等に起因した深い心の傷から回復し、健康的な発達を遂げることが可能となる。

これらの支援を可能にするためには、児童福祉司、児童心理司、精神科医等の児童相談所の専門職が、施設入所後も、施設と協働しつつ、それぞれの専門性に基づいた支援を継続

的に提供していくことが必要となる。また、施設のケアワーカーには、虐待を受けた子どもの心理や行動などの特徴を理解し、自らの専門性である社会福祉援助技術のみならず、研修等を通じて、小児・児童精神医学や臨床心理学などの関連領域の基礎的な知識及び技術を習得することが求められる。

- [3] 虐待を受けた子どものうち、虐待に起因するトラウマ性の症状が顕著であるために心理療法や精神科の治療などが必要だと考えられる子どもに対しては、児童相談所への通所や小児・児童精神科の病院・クリニックへの通院など、必要な治療を提供しなくてはならない。しかし、こうした子どもの問題の大半は、週に1度程度の通所や通院だけで何とかなるといった類のものではない。したがって、ケアワーカーは、トラウマ性の症状や行動上の問題を抱えた子どもに生活支援を行っていく必要があることになる。そのためには、上述のような研修による関連領域の基礎的知識や技術の習得、定期的な事例検討、あるいはケアワーカーの基礎領域であるソーシャルワークのスーパーヴィジョンや関連領域の専門職によるコンサルテーションなどが必要となる。

心理療法を必要とする子どもが一定数以上入所している場合には、平成11年度から、こうした児童養護施設等が心理療法を担当する非常勤職員を雇用するための経費が計上され、平成16年度からは、子どもが虐待を理由に児童養護施設等に入所した場合には、虐待を受けた子どもに対してきめ細かな支援を行うための経費の加算が行われ。また、平成18年度には心理療法担当職員の常勤化が図られた。心理療法担当職員が行う心理療法などの子どもへの直接的な援助、あるいはケアワーカーへのコンサルテーションを適切に行うためには、児童相談所の児童福祉司や児童心理司との密接な連携と協同が必要となる。

心理療法や精神科による治療が有効な子どもがいることは事実であるが、こういった効果は、前述した、施設が「安心できる場所」であることを前提としている。換言すれば、子どもが施設生活に安心感をもっていない場合には、どのような優れた心理療法や精神科治療も無効になる危険性が生じる。ケアワーカーが提供する生活支援と、心理療法担当職員や精神科医が行う心理・精神療法がうまく噛み合っこそ、子どもへの適切な支援となりえる。そのため、ケアワーカーと心理療法担当職員が、日常生活における子どもの状態や心理療法における展開について適切な情報交換を行いながら、子どもの状態や支援の進捗を総合的に把握するよう努めなければならない。心理療法担当職員の中には、子どもとの信頼関係を損なわないために心理療法の場であったことをケアワーカーなどには伝えるべきではないと主張するものがあるが、それはあくまでも「外来心理療法モデル」における、「カウンセリングルームが子どもを抱える空間として適切に機能する」ための原則であって、それを、前述した「抱える環境」としての施設に持ち込むことは適切ではない。施設においては、心理療法担当職員や精神科医とケアワーカーとが、お互いの専門性を尊重しつつ子どもの支援に取り組むというチーム・アプローチが求められる。なお、その際には、情報交換によって得た子どもに関する情報を不用意に子どもに伝えてしまうことは、それぞれの信頼感を大きく損なう危険性があることを十分に意識しなければならない。

さらに、平成11年度には乳児院に、平成16年度には児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に、家族支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置が行われ、上記の2領域に加えて、子どもが抱える家族への思いや家族関係の問題への支援という新たな支援領域との協同が求められるようになっていく。

- [4] 虐待を受けた子どものトラウマ性の症状が深刻であれば、児童養護施設よりも情緒障害児短期治療施設（情短施設）の対象であると判断される場合もある。これらの子どもには、情短施設における精神科医や心理療法担当職員による治療、より丁寧な生活支援、そして子

どもの学力の達成度に応じた個別的・修復的な学力支援が適切に提供される必要がある。しかし、情短施設は、全国的に見るといまだ十分に整備されているとは言えず、子どもにとって情短施設が適当と判断されながらも、利用可能な施設がない場合も少なくない。虐待やネグレクトなどの不適切な養育環境で育った子どもたちの心理的問題の深刻さを考えるなら量的・質的なニーズに応じた整備をこれまで以上に推進すべきである。

また、現行情短施設が虐待を受けた子どもたちに対する十分な支援を提供するためには、虐待を受けた子どもの専門治療施設として、専門的な生活支援機能、治療機能、及び教育機能のあり方を、ニーズに見合ったものにする必要もある。

- [5] 虐待を受けた子どもへの心理的援助は、治療的養育と心理療法における支援とに大別される。治療的養育については本章2(4)において、心理療法における支援については本章2(5)において説明する。

#### (4) 治療的養育のあり方

虐待を受けた子どもは、対人関係や感情体験に様々な問題を抱える傾向がある。こうした子どもの問題、日常の施設生活において、自分にとって養育的、保護的立場にあるケアワーカーに挑発的に関わり、ケアワーカーから怒りや暴力を引き出すといういわゆる「虐待的人間関係の再現性」を呈したり、あるいは、いわゆる「感情調整障害」という状態に至り、ほんの些細な刺激から激しい怒りの感情を持ち、暴力的行為や破壊的行動、あるいは自傷行為などを示すことも少なくない。そのため、日常生活において子どもの生活支援を担当するケアワーカーがその日常的なかかわりに治療的要素を持たせる治療的養育が必要となる。

##### [1] 生活支援の重要性

施設のケアワーカーが子どもへの治療的養育を適切に担えるようになるためには、ケアワークの基礎である生活支援が十分に行われていることが前提となる。生活支援とは、衣食住などの子どもの身体的・生理的な欲求の満足の提供と、怒りや悲しみ、あるいは喜びなどの子どもの情緒や感情に対する適切な応答性（情緒的応答性）という2つの基本的要素から構成される。ここでは便宜上2つに分類したが、前者の身体的・生理的欲求の満足にも情緒的要素が含まれている。たとえば、ケアワーカーが、子どもに対して、衣類を清潔に整え、栄養バランスのとれた食事を準備して楽しい食事を提供し、清潔で暖かい寝具で安心できる睡眠を提供することで、子どもは、「愛されている」「大切にされている」といった感覚や認知を持つ可能性がある。このように、一見生理的欲求の満足を提供すると思われるような子どもとの日常のかかわりにも、心理・情緒的に重要な要素が含まれていることが少なくない。そうした「心理的な意味」をも意識した上で子どもとかかわる営みを生活支援と言う。こうした生活支援については、いまだ十分理解されていない可能性がある。たとえば、施設によっては、一般家庭の子どもと比べて年齢に不相応なほど早期に「生活技術の獲得」が求められることがある（小学校低学年で食器を洗うことを求められたり、中学生は自分で衣類の洗濯をしなければならないなど）。子どもたちにこうした生活技術の獲得を年齢的に早期の段階で求めること背景には、「（社会的養護の）子どもたちは18歳で自立生活をしなければならない。だから一般家庭の子どもよりも早く自立性を身に付けさせなければならない」という考えがある場合が多い。実際に、子どもによっては18歳で経済的自立や生活自立を同時に求められるものもいることは事実であり、前述の考えは一見妥当に見える。しかし、年齢的に早期に生活技術の獲得を求めることは、裏を返せば、子どもに「自分は大切にされていない」「ちゃんと面倒を見てもらえないのは、誰も私の事を愛してくれていないからだ」といった否定的認知や感情をもたらす危険性があることになる。一般的な家庭での子どもの発達を

見ると、生活技術の獲得は、トレーニングや強制によってではなく、親などの「自分を大切にしてくれている大人」の行動の模倣、およびその大人の内在化によって形成されると考えられる。また、愛情欲求や依存欲求が十分に満足されている子どもには、「成長欲求」や「成熟欲求」が活発になり、年齢よりも「おにいちゃん」や「おねえちゃん」に見られたいという気持ちから生活技術を含むさまざまな事柄に挑戦する傾向がある。このように、生活技術の獲得は、自分が大切にされ愛されているという認知や感覚を基礎にしていることを十分に理解する必要がある。

こうした生活支援は、ケアワーカーと子どもとの関係に重要な影響を与える。子どもにとって、ケアワーカーは、自分の生活を支えてくれる重要な意味をもった存在となりうる。その一方で、心理療法担当職員は子どもの日常生活への関与が薄くなる可能性が高い。このことから、コミュニケーション技術などを駆使して、「よく話を聞いてくれる、気持ちがわかってくれる」存在として子どもにとって重要な意味を持つ大人と認められるべく努力を重ねなければならない。それに対してケアワーカーは、生活支援の役割を適切に果たすことによって、子どもにとって「重要な大人」とであると認識されることになる。そして、この重要な存在であることを適切に活用して、次に述べる「治療的養育」に当たることになる。

## [2] 治療的養育のあり方

上記を踏まえて治療的養育を定義すれば、「衣食住を基本とする子どもの身体的・生理的欲求の充足および子どもの健康的な自己像・他者像の形成のために必要となる情緒的欲求の満足を提供する役割を担うケアワーカーが、子どもに対するその重要性を適切に活用し、子どもの抱える心理的、精神的、および行動上の問題の修正を図ることを目的とした意図的で計画的なかかわりを総合したもの」と言えよう。

虐待を受けた子どもに対して、施設が備えていなければならない治療的養育を含む施設における心理的援助の概念図を図9-2に示す。

図9-2 虐待を受けた子どもの心理的援助の構造

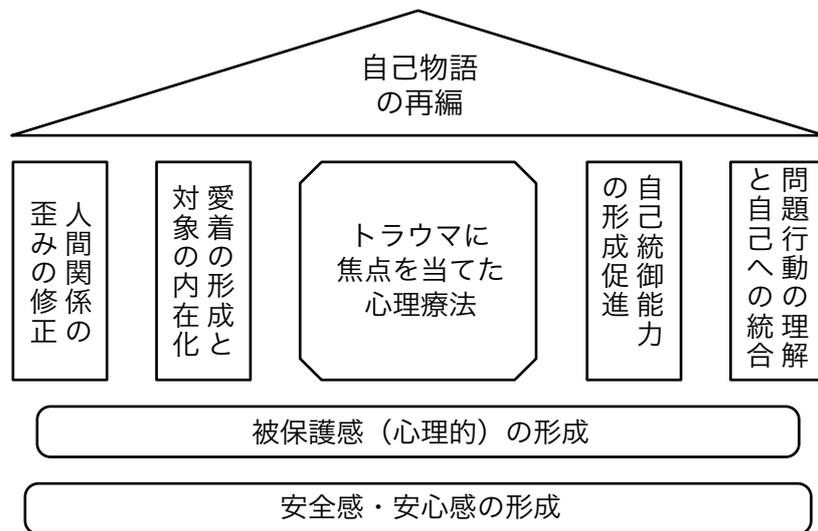


図9-2に示した「安全感・安心感の形成」と「被保護感（心理的）の形成」は、施設における治療的養育の基礎であり、前述した「抱える環境」と関連する要素である。子どもが施設環境にあって、「ここでは自分は安全で安心できる。ケアワーカーは自分を守ってくれる」と感じられなければ治療的養育は成り立たない。この「土台」の上に「人間関係の歪みの修正」、「愛着の形成と対象の内在化」、「自己統御能力の形成」及び「問題行動の理解と自己への統合」とい

う、日常生活におけるケアワーカーとの関係のなかで意識的に取り組まれるべき4つの課題が「柱」として立てられる。こうした「土台」と「柱」の中に「トラウマに焦点を当てた心理療法」が埋め込まれ、さらにそれらを総合して「自己物語の再編」という目標が設けられることになる。「トラウマに焦点を当てた心理療法」と「自己物語の再編」に関しては後述する。

### [1] 安全感・安心感の再形成

虐待を経験した子どもは、いつ身体的暴力を受けるか分からないといった危険に満ちた環境で成長してきたわけで、そのために自分を取り囲む環境が危険なものだという学習をしてきている。環境や他者が危険なものだという認知は、当然、子どもと他者の関係に大きく影響する。そのため、子どもは環境や他者が安全なものであり、自分は安心できる環境にいるのだということを再学習しなければならない。他者が自分にとって危険な存在ではないという再学習を可能にするためには、子どもを取り巻く環境を「非虐待的」なものにすることが重要となる。

### [2] 保護されているという感覚（保護膜）の再形成

子どもが心理的に健康な発達をとげていくためには、「自分は保護されている」「自分は守られている」という感覚を持てることが非常に重要である。「自分は守られている」という感覚は、子どもの心を様々なストレスから守ってくれる保護膜とでもいえるような機能をはたすのである。しかし、虐待環境で育った場合、子どもの心は保護膜を持つことができなくなる。自分を最も愛してくれて、守ってくれるはずの存在である保護者から暴力を受けるということが、子どもの心から保護膜を奪ってしまうのである。

したがって、虐待環境で育ち、保護膜を持たない子どもに対して、施設環境は保護膜の再形成を目指した関わりを行う必要がある。子どもが、「自分は守られている」という感覚を回復するためには、まず「自分のことが分かっている」という感じが持てることである。現在の自分を取り巻く施設環境内に存在する大人が、自分の苦しい体験、現在抱えている様々な問題や不安、そして自分の考えや気持ちを理解してくれていると感じられることが、保護膜の再形成に向けた第1歩となるのである。虐待を受けた子どもたちは、その体験に関連したトラウマ性の感情や思考、認知を日常生活において持ちやすい。また、虐待のために家族から分離されて養育される子どもは、自分が保護者から見捨てられたという考えを持ちやすく、それが日常において様々な悲しみや怒りを生じることが多い。子どもの養育に関わる大人が子どものこうした状態を理解し、「おうちであったことを思い出して怖くなったみたいだね」「もしかしてお母さんから見捨てられたような気持ちになって悲しくなったのかなあ」といったような言葉を子どもに向けることによって、子どもは「この人は自分のことを分かってくれているのかもしれない」という考えを持つようになる。自分が理解されているという体験を積み上げた子どもは、次第に、その大人に対して心の中にある様々な思考や感情を伝えていくようになる。こうした関係の中で、子どもは「この人は自分を守ってくれているんだ」という思いを持つことができるようになるのである。

### [3] 人間関係の修正

虐待環境で成長することによって、子どもの対人関係のパターンは様々な歪みを抱えてしまう。その最たるものが虐待的人間関係の再現傾向である。その他にも、無差別的愛着傾向を中心とする親密な人間関係の歪み、強いものへの従順さと弱いものへの抑圧・攻撃性を特徴とした「力に支配された対人関係」、人間関係を苦痛なもの、不快なものとして避ける対人関係の回避傾向などが見られることもある。

こうした対人関係のパターンを身に付けてしまった子どもに対して、施設環境はそのパターンを修正する機会を提供しなければならない。たとえば虐待的な対人関係を再現する傾向のある子どもが挑発的な言葉や行動で関わってきたとき、そうした再現傾向に捕まることなく、子どもが

どのような心理状態にあるのかを理解しようとする態度を大人が示すことによって、子どもの対人関係パターンの修正への道が開かれることになる。「今、あなたは僕を怒らせようとしているみたいなんだけど、どんな気持ちでそうするのかなあ」といった言葉が大人から返ってきたとき、自分の言葉に対する大人からの虐待的な反応に慣れている子どもは虚を突かれて驚くことになる。もちろん、これがすぐに子どもの人間関係の修正につながるわけではないことは言うまでもないが、こうした体験の積み重ねが、子どもをして自分の行動傾向に目を向けさせることになるのである。そして、子どもと大人の間で、対人関係パターンの裏に潜む子どもの不安や恐れなどの感情が次第に理解されていくことになる。こうした理解を通して、次第に子どもはそのパターンを変えていくのである。

#### [4] 感情コントロールの形成

虐待などによるトラウマを抱えた子どもはトラウマ性の感情反応を生じやすく、また、保護者の不適切な関わりのために感情調整能力が形成されていない場合が多い。虐待環境で育った子どもは、それが怒りや不安などの否定的なものであれ、あるいは喜びや興奮などの肯定的なものであれ、ある程度の強度を持った感情を抱えておくことができなくなり、それを爆発的な行動として表現したり、パニックを起こしてしまうことが多い。こういった傾向を示す子どもに対して、施設環境は感情コントロールの形成に向けた関わりを行わねばならない。

感情コントロールの形成のためにまず必要となるのが、環境による「抱きかかえ」(holding)である。子どもは自分の中に起こった感情を抱きかかえておくことができなため、爆発的に表現したり行動化することでそれを自分の外に放り出す。それを環境が抱きかかえて吸収するわけである。そして、次に必要となるのが、環境から子どもへのフィードバックである。子どもの感情表現を受け止めて抱きかかえた環境が、今度は受け止めたものを子どもが理解し受け入れることのできる言葉に直して再び子どもに戻す、つまりフィードバックしてあげるのである。たとえば「あなたが～したかったのに、私が忙しくてあなたの相手をできなかったから、あなたは私に無視されたような気持ちになって、すごく悲しくなって、それからとっても腹が立ったのね」といった具合にである。

自分の気持ちを抱えることができない子どもにとって、環境がそれを抱きかかえてくれて、さらに言葉で自分の心の状態についてのフィードバックを受けるという体験は、抱えられたことによる安心感と、そして、フィードバックによる自己の感情の理解へとつながっていく。こうした体験を積み重ねることにより、子どもは次第に自分の感情を理解し始める。こういった感情の理解は、子ども自身が次第に自分の感情を抱きかかえておくことができるといった状態へとつながる。

感情コントロールの形成に向けた関わりとして、もう1つ必要とされるのが、言語化の促進である。これまで述べてきたプロセスによって、自分の感情についての子どもの理解はある程度進んできたと考えられるが、今度は、その自己理解の言語的表現を促進するわけである。こうした言語化の促進によって、感情をコントロールする力が次第に獲得されていく。「あなたが～したから、僕はとっても腹が立った」と言える子どもは、その怒りを爆発させたり、あるいは行動で表さなくてもいいようになるのである。

#### (5) 入所施設における心理療法のあり方

次に掲げる内容は、種々ある方法論の中のひとつを掲載するものであり、各施設における実践の参考としていただきたい。

入所施設における心理療法には、児童相談所やクリニックなどの相談機関で行われるものとは異なる特徴がいくつかある。そのひとつは、心理療法が、先に示した治療的養育に埋め込まれて

いることである。そのため、先述したように、外来心理療法モデルとは異なる「施設心理療法モデル」が求められることになる。

入所施設における心理療法の今ひとつの特徴は、子どもたちが抱える問題の多くが、虐待やネグレクトなどの不適切な養育体験、あるいは養育者の喪失といった、いわゆるトラウマ性の体験に起因しているという点にある。こうしたトラウマ性体験やそれに起因するトラウマ性症状への心理療法は、その体験を心理療法という枠組みにおいて直接的、あるいは間接的に取り扱うことが必要となり、その代表的なものとして「曝露療法」（エクスポージャー・セラピー）がある。わが国の心理療法では、カール・ロジャースが提唱したクライエント中心療法や、ヴァージニア・アクスラインの子ども中心プレイセラピーが主流となっているが、これらのアプローチでは、多くの場合、トラウマ性の体験を扱うことができず、心理療法が十分な効果を挙げることができない。

クライエント中心療法や子ども中心プレイセラピーの技法は子どもとの関係（いわゆるラポール）を形成する上では有効であることが多い。しかし、慢性的なトラウマ性の出来事を体験した子どもは、自ら進んでトラウマ性の体験を表現してくることはほとんどない。そのため、上記のアプローチでは、心理療法の核心となるトラウマ性体験に触れることができないままに徒に回を重ねることになりかねない。ラスムッセンは、トラウマを受けた子どものプレイセラピーにおいては、ラポールの形成を目的とした非指示的方法だけでは不十分であり、特定のテーマ（つまりトラウマのテーマ）に焦点を当てた技法が必要となると述べている。また、ピアースは、不安を軽減させ、虐待やネグレクトの体験の意味を変化させるためには、直接的・間接的に、苦痛を引き起こすような内容（つまり、虐待やネグレクトの体験）に子どもを曝露する必要があるとしている。このように、トラウマを扱う心理療法においては、セラピストがリードする形で虐待やネグレクトなどの体験に子どもを導いていくことが必要になるわけである。その際、セラピストは、トラウマ性の体験を扱うことが子どもにとって重大な心理的負担をもたらす可能性があることを十分意識しながら、子どもの自我能力が耐えうる限界を見極めつつ慎重に進めていく必要があることは言うまでもない。

こうした心理療法は、基本的には、成人のトラウマへのアプローチと同様の理論的枠組みを持つものである。精神医学におけるトラウマ理論及び臨床の世界的なオピニオン・リーダーの一人である米国のベセル・ヴァン・デア・コルクは、トラウマからの回復を、「トラウマを受けた人の多くは、未統合のトラウマ記憶の断片にとりつかれた状態にある。この段階におけるセラピーは、こうしたトラウマ記憶を、非言語的なものや解離されたものを含めて、言葉が意味と形を有する二次的な精神的プロセスへと翻訳することを目的としたものになる。そうすることで、トラウマ性の記憶が物語記憶（narrative memory）へと変化する」（ヴァン・デア・コルク編著『トラウマティック・ストレス：PTSDおよびトラウマ反応の臨床と研究のすべて』誠信書房、2001）と概念化している。子どもの心理療法においても、基本的にこの回復モデルの概念に従って心理療法を展開する必要があると言えよう。

施設における、トラウマに焦点を当てた心理療法は、認知行動療法、精神力動的療法、グループワークやグループセラピー、プレイセラピーなど、さまざまな形態で行われうる。心理療法担当職員は、子どもの年齢や子どもの症状、あるいは施設の状況に応じて柔軟性を持って心理療法を進めていく必要がある。なお、年少の子どもを対象とする場合には、プレイセラピーという形態でトラウマ性体験を扱っていくこと（ポストトラウマティック・プレイセラピー）が適していると考えられる。

## (6) 自己物語の再編

心理学における「自己」に関する定義はさまざまであるが、そのひとつに、「自己とは、その人が自分自身に関して語る物語の総体である」とするものがある。保護者の不適切な養育を理由に児童養護施設で生活する子どもたちの多くは、「私は悪い子だった。だからお父さんやお母さんは私のことを叩いたんだ。そして、いくら叩かれても良い子になれなかったから、私のことを施設に入れたんだ」といった物語を抱えている。子どもがこうした自己物語を持っているとするなら、子どもが自暴自棄的になって現在の施設での生活に意欲が持てなかったり、あるいは肯定的な将来展望をもって生活できなかつたりすることも、ある意味、理解できると言えよう。したがって、子どもが健康的な発達を遂げていくには、こうした自己物語を再編集する必要があると言える。

自己物語を変化させるといっても、親から虐待を受けたり、家族から分離されて施設に入所したという「事実」を変えることはできない。しかし、その「意味付け」を変えることは可能である。たとえば、「私が悪い子だったからお母さんは私を叩いた」という認知を「お母さんは私を叩いた。それは、お母さんが間違っていたんだ」と、あるいは「私がどうしようもない悪い子だったから、お父さんは私を施設に入れた」という理解を「児童相談所の人たちが私を守るために私を施設に入れた」と変化させることは可能である。こうした取り組みを自己物語の再編と言う。

自己物語の再編を行うためにはいくつかの作業が必要となる。まず、子どもの生育歴に関する事実の収集である。児童相談所から送られてくる児童記録票等の「公式」の生育歴は、その多くが、親が語る物語に依拠しており、子ども自身から聞き取ったものが含まれていないことが多い。そのため、子ども自身から生育歴を聞き取っていく必要がある。また、児童相談所等の記録で抜け落ちている部分がある場合には児童相談所に再調査を依頼したり、関係機関に情報の照会を行う必要もある。さらに、たとえば、子どもがかつて暮らした場所をケアワーカーや心理療法担当職員が子どもとともに訪問する必要が生じる場合もある。施設で生活しているある子どもは、ケアワーカーとともに、一時保護された際に家族が暮らしていたアパートを訪れ、近隣の住民から児童相談所への通告にいたった当時の経過やそのときの状況に関する話を聞いて、初めて「みんながぼくのことを心配してくれて守ろうとしてくれたんだ」と実感できたという。こうした事実の収集が、先に述べた、事実に対する意味付けの変更を可能にすることもある。

また、その際には、子どもが自分の身に起こった出来事を直視できている必要がある。先に述べたように、虐待などのトラウマ性の体験を直視することは、子どもに深刻な心的苦痛をもたらす可能性がある。したがって、心理療法などにおいてそのトラウマ性の体験を扱うことが必要となるわけである。

さらに、自己物語とは、決して静的なものではなく、現在の自分と過去の事実との「対話」によって変化していくことにも留意する必要がある。その際、現在の自分の生活の全般的な状態や自己の状態が肯定的なものであるほど、過去の事実の意味付けはより肯定的な方向に変化する可能性が高い。たとえば、子どもが現在の施設の生活に安心を感じられているからこそ、「私が施設に入所したのは、児童相談所が私を守ってくれるためだったんだ」といった認知的な修正が行われる可能性が高まると言える。したがって、自己物語の再編のためには、子どもに適切な生活支援や治療的養育が提供されている必要がある。

このように、子どもが自分の人生を肯定的に捉えて健康的な将来展望を持つようになるには、これまで述べてきた生活支援・治療的養育、およびトラウマに焦点を当てた心理療法が適切に提供され、それらを総合した自己物語の再編に取り組む必要がある。

現在、少数ではあるもののいくつかの児童養護施設において、入所時の子どもからの生育歴の聞き取りや、英国の「ライフ・ストーリー・ワーク」（欧米では社会的養護の対象となる子どもの大半は里親家庭や養子縁組家庭で育てられており、そうした子どもの心理的援助のために実施されている技法）を参考にした自分史の整理などの実践が行われている。児童養護施設など虐待を受けた子どもの入所施設では、こうした実践も参考にしながら、子どもたちの支援に取り組んでいくことも必要である。

## （7）親子関係の調整をどのように行うか

### 〔1〕 保護者への援助に当たっての姿勢

保護者への援助に当たっては、懲罰的な意識を持つてはならない。受容と保護者の置かれた状況への共感的理解を基本に、虐待する保護者から子どもを取り上げたのではなく、親子関係が改善されるよう援助するのが児童福祉施設の立場である。

虐待をする保護者には、依存性が強い者や地域社会で孤立し、対人関係を円滑に持つことができない者、神経症等に苦しんでいる者もおり、また保護者自身が幼児期に保護者からの虐待を受けた者も多く、児童相談所を中心に保健所、精神保健福祉センターや医療機関、児童家庭支援センターや福祉事務所、母子自立支援員、児童委員（主任児童委員）等と連携を密にする中で、施設としても専門的な対応を図っていく必要がある。

このような保護者は、子どもを施設に入所させたことにより「親失格」という烙印を押されたと感じていることも多いため、「子育てが大変だったね！よくここまで頑張ってくれたね！」と理解の態度や支持的関わりに努め、いつでもどのようなことでも保護者とともに考える姿勢であること、協働して子育てしていくことを根気強く言葉や態度で表わしていくことが重要である。

保護者と施設の関係がよくなると子どもも安定していき、成長と発達の回復にも効果が現われてくるので、施設が保護者にとっても「ここへくるとほっとする」所として、心のよりどころとなるよう接することが親子関係の修復にも役立つのである。

### 〔2〕 カウンセリング

児童相談所と協議の上で、保護者へのカウンセリングを施設内で実施する場合においては、児童相談所の保護者を指導してきた担当職員と緊密な連携を図り、チームによって実施することが重要である。（第8章3を参照）児童相談所で立てた保護者に対する指導計画に基づき実施することになるが、目標は、明確かつ具体的で、しかも実用的であることが望ましい。取り組むべき課題についてどのような行動をとれるようになったら課題達成なのか、具体的で実用的な目標行動について保護者と担当職員とで一致しておくことや、保護者が目標を確認でき、その有効性について納得できることが大切である。「子どもに対して適切な対応をとれるようになること」という抽象的な目標ではなく「体罰を用いないで子どものしつけを行うこと」といった具体的な目標を立てることが望ましい。

こうした明確かつ具体的な目標の設定により、保護者自身も課題への取り組みに対する自己評価ができ、課題をクリアしたときの達成感や満足感を自己認識に基づき味わうことによって肯定的な自己イメージや自主性等の強化を図れるからである。

また、児童虐待防止法第12条に基づき子どもの健全育成の観点から子どもと保護者との通信や面会を制限している場合、児童相談所による指導に対する保護者の態度や施設での子どもの状況等が、通信や面会をさせるか否かの判断をする上でのポイントになることはいままでもない。このため、施設職員は、親子関係の調整についての的確に判断するためにも、児童相談所での保護者

へのカウンセリングについて、児童相談所の担当職員と共通認識を持ちながら、前もって保護者に対する理解を深めていくことが大切である。

### [3] 面会

#### ア. 面会についての基本的な姿勢

面会は家族との関係の維持または親子の再統合を図る上で、重要な役割を持つ。入所している子どもに面会にくる保護者は、何らかの形で子どもとの関係がうまくいかないことで傷ついており、勇気を出して出かけてきている。受容的関わりと共感的支持に努め、保護者と施設が補い合いながら協働して子育てに当たっていることを常に念頭において保護者を迎えることが大切である。

面会から面会の中の親子の空白を埋めるため、子どもの生活について話したり、絵画・工作などの子どもの作品を見せたり、身長・体重の増加を知らせたり、行事の写真を見せて説明し、持ち帰ってもらうなどのことを通して、共に育てているという実感を持てるようなやわらかな接触態度が肝要である。

「今回の面会が、職員の対応いかんによって最後になるかもしれない。子どもと保護者との絆を危ういものにしてしまうかもしれない」という緊張感や危機感を職員が持ち、次の面会をイメージして保護者が来所しやすいような雰囲気を感じられるような対応が望まれる。

施設が、子どものみならず保護者を歓迎していることが感じられるように、また、いつでもどんなことでも子どもに対する問題は、ともに考え答えを出していく重要なパートナーであると保護者が感じられるよう配慮することが肝要である。加えて、保護者参加のレクリエーションへの呼びかけや施設の行事などを通し、面会そのものを関係改善の機会としてとらえたい。面会や外出等については児童相談所と施設が協議しながら、具体的対応策を決めていくことが必要である。

常に児童相談所の「援助指針」や施設の「自立支援計画」にそって、施設と児童相談所が緊密な連絡を取り合い、状況の変化に的確に対応しながら援助すべきである。状況は刻々と変化しており、それぞれの機関の役割と守備範囲に応じて連絡をとり、援助を推し進めていくこととなる。

また、面会時には、親子関係のあり方や子育て等についての助言なども押付けにならないように配慮しながら、会話の中に盛り込んでいくこともよい。

保護者が暴力をふるうなどの加害行為に及ぶことが予想される場合には、児童相談所が中心となって、児童相談所・施設・警察の三者が協議し、協力が得られる体制を事前に確保しておく必要がある。

#### イ. 面会・通信の制限

児童虐待防止法第12条の規定により、児童相談所長及び施設長による面会又は通信の制限等については、児童福祉法第28条の規定のみに限らず、同法第27条第1項第3号の措置（同意による措置入所）、又は同法第33条第1項もしくは第2項の規定による一時保護においてもできることとなった。また、都道府県知事は、強制入所等の措置をとった場合で特に必要のある場合には、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止を命令できることとされた。

子どもが面会や通信を拒否したり、精神的に動揺したり、あるいは保護者が子どもを威圧、脅迫したりする恐れがある場合には、施設長は、子どもの最善の利益を図る観点から、面会・通信を制限することについて、保護者の理解を得るよう努める、時には毅然とした態度で対応することが求められている。

また、同意による措置入所において保護者が子どもの引渡しを求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるときは、児童相談所長は、その子どもを一時保護できる。

このため、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、この手続きを採り、児童福祉法第28条に基づく措置の承認に関する審判を家庭裁判所に申し立て、措置を承認する審判がされた後に、再度入所の措置をとることとする。

なお、一時保護をしている子どもについて、家庭裁判所に対し児童福祉法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立てた場合は、家庭裁判所は、申立てにより、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力が生ずるまでの間、保護者について子どもとの面会又は通信を制限することができる。このため、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討するのが適当である。

保護者が暴力を振るうなどの加害行為に及ぶことが予想される場合には、警察に対して、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するのが適当である。

#### [4] 一時帰宅

施設退所にいたるまでの間に子どもの面会、外泊体験を重ねたり、また親子関係の修復等のための合宿体験を行ったりという工夫をしているところもある。しかし、短期間でも親子分離していた子どもを家庭復帰させれば、家庭内は少なからず変化することは当たり前である。それが比較的長期間であれば、保護者や家族にとっても思いもかけない変化となって現れることがある。こうした大きな変化にとまどい、保護者も子どももストレスが高まって行動に現れ、それが虐待の再発につながることもある。

例えば、治っていた子どもの夜尿やおもらしが再発してしまい、保護者の叱責から虐待につながった例や、また家庭に戻ってみたら家族以外の見知らぬ男性や女性が一緒に生活していたことから、その者との人間関係から問題が発生してくる例もある。さらには、一時帰宅中の子どもが保護者からの虐待により死亡するという事件も発生しているのである。

このように、一時帰宅は、事例によって大変危険を伴うものとなってしまいうこともあり、その時期の見極めは慎重に行う必要がある。

虐待を行っている保護者は多くの問題を抱えている上、子どもによっては虐待等に起因する発育、発達障害を残している場合もある。どちらにもそれぞれに応じた暖かな配慮が必要であり、一時帰宅を1つの試行として引き続き援助していくことが求められる。

帰宅時期の決定に際しては、保護者や子どもの具体的な会話や面会時の様子などの直に見聞した情報を児童相談所に伝え、懸念される事柄を率直に伝え、児童相談所と情報共有を図りながら援助方針を決定する必要がある。帰宅中でも行事等の連絡をするなど子どもと接触を持ったり、帰園当日の入浴時などにゆったりとした時間の経過の中で、家庭での出来事や身体観察などを行うのも一考である。一時帰宅時の様子をどう理解し、事を進めていくかは、職員の専門性と取り組みに対する姿勢が問われるのである。

虐待を受けた子どもの一時帰宅等への対応については、以上に加え、「被虐待児童の一時帰宅等へ適切な対応について」（平成13年12月12日雇児総発第58号・雇児福発第72号）を参照のこと。

## [5] 施設行事等

施設行事への参加は、保護者と子どもの関係改善や関係を促進していくための重要な役割を果たしてくれるものである。

施設と保護者が協働して子育てをしているのだということを実感できる機会として行事参加をとらえるべきである。お祝い会や親子遠足、クリスマス会、卒業送別会など、各施設独自のプログラムを作成し、当日は、保護者にも役割を担ってもらうなど、施設業務に貢献してもらうことにより、その後好展開が図られることも多い。

親子の関係を改善するためには、一緒にいて楽しいことがあったとか、互いにいて助かったといった体験の積み重ねが重要である。行事を通じ、親としての役割を果たす中で親としての喜びが実感出来るよう工夫することが大切である。学校との事前調整の上、授業参観や懇談会、運動会などへも保護者の参加を求め、子どもへの理解を深めてもらうことも必要となろう。

## (8) 退所する子どもとその保護者への援助はどうあるべきか。

本章1 (6) 「措置解除の適否判断と解除時の子ども、保護者等への援助はどうあるべきか」を参照されたい。

## (9) 退所後のアフターケアをどう行うか

施設入所している子どもに対する支援は、児童自立支援計画に基づき、入所から退所後までを見通して継続的・総合的に行われる必要がある。とりわけ虐待を受けた子どもの退所後の援助は児童相談所との密接な連携のもとに継続的に行われなければならない。

退所にいたるまでの期間、虐待を行っていた保護者に対して、家庭環境の調整、とりわけ親子関係の調整に援助してきた結果、保護者も心理的に安定して、虐待の再発の危険がないと診断されれば家庭復帰が可能になる。もちろん子どもも保護者に対して、依存できる信頼関係が回復していることが前提であることは言うまでもない。事例によっては、親子分離によって時間の経過を得たことや、空間的な距離ができたことによって、保護者、子どもそれぞれが自己を振り返るよい機会になり、関係が修復されることがある。もちろん自立支援計画に基づいて、虐待を行っていた保護者、虐待を受けた子どもの両者への根気強い援助の成果によるものである。

また、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設については、退所した者について相談その他の援助を行うこと（アフターケア）が施設の業務の1つとされている。

従来から、施設においては、退所した子どもが社会の中で様々な問題にぶつかり相談等に訪れたときには助言等を行ってきており、アフターケアの内容は、このような援助とともに、家庭支援専門相談員等の親子関係への援助を行う職員も活用しながら、入所している子どもに対するケアに支障が生じない範囲でできる限り、退所した子どもとその保護者に対するアフターケアを行うことが必要である。

### [1] 地域の関係機関との連携を十分に図ること

児童相談所との連携は当然であるが、それだけでは必ずしも十分ではない。子どもが通所、通学する保育所や幼稚園・小学校・中学校等の学校をはじめ地域の児童委員（主任児童委員）、保健所、福祉事務所（家庭児童相談室）等との連携を十分に図ることが大切である。そのためには児童相談所を介して連携方策を見いだすことが必要である。

虐待の再発を防ぐために、早期発見、早期対応が最も重要である。ただし、密室化している家庭は早期発見が困難な場合が多く、しかも様々な問題を多く抱える虐待問題の対応には、各関係機関の緊密な連携が不可欠である。関係機関が一堂に会し、情報交換を行うとともに共通の認識

に立って、それぞれの役割分担を協議する等、各関係機関が連携しながら早期発見並びに効果的対応を図ることが極めて重要である。

施設を退所した子どもに対し、相談や定期的な訪問等を行い子どもを見守るとともに、家族等に対しても精神的な支援等を行う。虐待が再発した場合の早期発見、早期対応を実現するためには、要保護児童対策地域協議会を活用することが重要であり、協議会との連携を確保しつつ、施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように必要な調整を行う。

## [2] 家庭復帰後、転居した際の移管についての対応

家庭復帰後、時には転居する場合が起きてくることもある。それには意図的に転居する場合と就労の事情によって転居する場合とがある。そうした時は、例えば、事例を所管していた児童相談所や市町村、要保護児童対策地域協議会の要保護児童対策調整機関に連絡をとり、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡してもらうとともに、児童福祉法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄する児童相談所や市町村に通告してもらい、ケースを移管することが必要である。その際には、これまでの対応状況など必要な情報を提供することが必要である。

しかし、とくに公的関与を好まない保護者が意図的に転居するとなると、消息不明になる危険性は大きい。保護者のプライバシーの問題はあるにしても、子どもの生命・安全が優先されることから、情報収集の方策を工夫していかなければならない。

平成11年中に保護者の他県への失踪により、転居先での対応が手遅れになった例があったことから全国の児童相談所間で児童虐待に関する情報交換を行い、円滑な初期対応が図れるように児童相談所CA（Child Abuseの頭文字）情報連絡表に基づく情報連絡システムが実施された。

情報を得た転居先の児童相談所（ケース移管を受ける児童相談所）は、元の児童相談所に情報の確認をするとともに地域の中で関係機関とネットワークを組むなど迅速な対応を図らなければならない。

また、要保護児童対策地域協議会を活用し、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となってしまった子どもや保護者等に関する情報を共有し、これらの者を早期に発見し、必要な支援を行うことも有効と考えられる。

## (10) 施設内虐待の対応はどうあるべきか。

児童福祉施設の長は、監護・教育・懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採ることができ、懲戒に関する権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、児童福祉施設の職員は、入所している子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、体罰や言葉による暴力も正当化されるものではない。特に、体罰や言葉による暴力は、大人に対する不信感を植え付け、子どもの生涯に残る心の傷になりかねないものであるだけでなく、子ども自身による暴力を正当化・肯定することにもつながるものであることから許されるものではない。

今般、平成20年度の児童福祉法の改正により、里親委託児童及び児童福祉施設入所措置児童等（以下「被措置児童等」とする。）の虐待の防止に関する事項が盛り込まれ、これら被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みが整備された。

今回の制度化は、児童虐待防止法が対応していない施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項が規定された。

- ・被措置児童等虐待の定義
- ・被措置児童等虐待に関する通告等
- ・通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

なお、詳細は別途通知される「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を参照されたい。

### 3. 里親制度の活用

#### (1) 里親制度の充実

虐待等により自らの家庭で健やかに育まれることが困難となった子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育される里親制度の充実が重要である。

このため、平成14年度から、虐待を受けるなどして専門的なケアが必要な子どもを対象とする専門里親や、3親等内の親族を里親とする親族里親を創設し、さらに、平成21年度から養育里親を養子縁組を前提とした里親と区別し、養育里親について研修を義務づけるとともに、手当の増額が図られた。また、里親に対する相談支援等の業務を行う里親支援機関事業が法定化される等の充実が図られているので、これらを積極的に活用することにより子ども達の福祉の向上に努める。

なお、里親に関する制度の詳細は、各種通知を参照されたい。

#### (2) 里親委託時における留意点

里親制度は、親密な人間関係ゆえに里親と子どもの関係がうまくいかなかった場合、委託された子ども、里親ともに傷が深いものとなる。

このため、里親委託に当たっては、下記の点に留意する必要がある。

- [1] 子どもや保護者等の意向、意見を十分尊重するとともに、これまで育んできた人間関係や地域環境への配慮などケアの連続性の確保に配慮しつつその子どもに最も適合する里親の選定に努める。
- [2] 子どもを紹介するに当たって、子どもの状況（性格や行動、発達状態等）を具体的に説明するほか、子どもの養育に参考となるよう必要な範囲で、子どもの生育歴、里親委託に至る経緯、家族の人間関係、児童相談所の援助方針等を具体的に説明する。
- [3] 委託前における里親と子どもの面会を十分に行うなど、両者の関係づくりに十分配慮する。
- [4] 里親委託を決定する際は子どもの意向を確認するとともに、里親宅での生活や実親との面会等について懇切に説明し、不安の軽減を図る。  
また、子どもが有する権利や子どもが守らなければならない約束などについてわかりやすく説明する。そのためには、大阪府が作成した『子どもの権利ノート』のようなものを作成して活用するのも1つの方法であろう。
- [5] 虐待を受けた多くの子どもが、はじめは不安や緊張で「いい子」であるが、慣れてくるにしたがって注意獲得行動や過度の依存、退行現象、攻撃的行動等を現しやすしい。

また、虐待を受けた子どもは、大人との関わりの中で、いらだちを引き出しやすいなどの傾向が認められる。

このような虐待を受けた子どもに現れやすい行動特徴等について里親に十分説明し、理解を得ておくとともに、もしそのような行動が現れた場合には早めに児童相談所に相談するよう周知を図ることが肝要である。

[6] 里親に対し、自立支援計画に加え、委託の理由や経緯、子どもや保護者の態様や必要とする援助の内容等、里親がその子どもの養育を適切に行うために必要な資料を送付する。

特に、保護者との面会・通信のあり方や引取り希望への対応等について綿密に打合せを行う。約束外の面会・通信希望や引取り希望については里親だけで対応したり判断したりすることは絶対に避け、児童相談所の指示を仰ぐよう周知を図る。

保護者の動向や子どもの状況等について情報交換を密にし、共通認識を図るとともに、役割分担を行うなど、一体的な援助活動を心がける。

[7] 児童相談所の担当者や市町村の保健師等が定期的に訪問したり、乳幼児健康診査の場を活用して、里親の相談に応じるとともに、子どもの問題行動等の早期発見、早期対応に努める。特に、子どもに問題行動等が出現した時や里親の不安等が強いと思われる時には訪問頻度を増やす等、柔軟な対応を図る。

### (3) 里親を支援するための主な取り組み

里親の専門性の確保や精神的負担の軽減などを図るため里親支援機関は、里親制度の広報啓発及び里親の開拓、研修の実施のほか、里親家庭への訪問指導・養育相談、里親サロン、レスパイト・ケアの調整を行うものである。

### (4) 虐待を受けた子どもを受託している里親への支援をどう行うか

[1] 児童相談所と里親との信頼関係

委託された子どもはしばしば様々な「問題行動」を起こすことがみられる。里親は混乱したり、時には不適切な対応をしてしまうこともあり、児童相談所として、起こりうる事態を予測し、委託後からの継続的な関わりをつづけ、必要な場合には速やかに対応しなければならない。委託後の支援については、子どもが在籍していた施設や里親を支援する機関の活用も考えられるが、児童相談所としてケースの進行管理を適切に行う必要がある。

問題の解決に向けて重要なポイントは、里親が子どもの「問題行動」をどのように理解し、どの程度受容できるか、また、どのように対応できるかである。里親が「問題行動」を理解し受容するためには、子どものこれまでの生育歴（措置に至った経過や家庭状況など）と現在の状況との関係を考慮しなければならない。里親への適切な情報提供や子どもの心理診断が必要である。場合によっては、里親の考え方や対応の仕方を変えなくてはならないこともあり、里親に大きな負担がかかることもある。また、子どもの行動は相手によって表し方が異なることがみられ、一般に、里母に対してもっとも激しく表し、里父がいるだけでそれほど顕著でないことも多い。児童相談所での面接では子どもは問題をほとんど表さなかつたりすることもある。したがって、とくに里母の訴えにはよく耳を傾ける必要がある。

子どもの「問題行動」は、家庭内（家族関係、つまり里父母との関係、他の子どもとの関係など）の変化を求めているサインだと考えられる場合には、夫婦面接や家族面接が家族変化のための有効な手段となる。

先輩里親（虐待を受けた子どもの養育経験者）との交流が、里親にとっての大きな支えになるので、里親サロンの活用や、里親会活動など里親同士が互いに触れあえる機会を児童相談所が積極的に保障していくことも必要である。

また、必要な場合は、地域の資源を積極的に活用する。身近な相談相手としては市町村児童福祉担当者、福祉事務所（家庭児童相談室）、児童委員（主任児童委員）、保健所や市町村保健センターの保健師等がある。この場合、児童相談所が中心となって連絡を密にし、虐待を受けた子どもを受託している里親家庭についての共通認識を関係者に十分持つてもらうことが前提である。

児童相談所は、里親に同行して、里親制度や委託した子どもの状況などを学校に説明するとともに、実名にするのか通名にするのかなど、子どもがスムーズに学校に適應できるよう配慮ある対応を依頼することが必要である。

子どもが引き起こす行動上の問題などに対しても、その原因などについて学校側に理解してもらい、里親に過度な負担がかからないよう関係諸機関が連携して対応できるような体制を整えておくことが重要である。

いずれにしても、これらのことは児童相談所と里親との間に十分な信頼関係がなければ成り立たないことを銘記すべきである。

## [2] 養育上の視点

### ア. 初期

一般に委託当初は、親子関係（ここでは里親と里子の関係を表す表現とする）も浅く、なじみのない環境の中で、子どもは想像以上に緊張し、いわゆる「良い子」になりがちである。それまでの生活の中で体験してきたしつけや規則を守ろうという形で現われることが多い。ただし、過食がみられることも多く、また虐待を受けてきた子どもは発達が遅れていることが多いが、中には「偽成熟」ともいえる、背伸びした状態（幼児なのに漢字をたくさん覚えていたり、日記を毎日書くなど）のこともみられる。この時期には里親家庭内の大人が徹底して子どもを受け入れることが重要である。

特に虐待を受けた子どもの場合、その表現が固すぎたり、過剰だったりする。無理に悪いところを矯正するような対応をすると緊張が長期化し、親子関係を築く妨げになる。いわゆる「しつけ」は子どもが落ち着いた状態になってからでよいことを里親に伝える。

また、この時の子どもの姿を本来の姿だと思うのは危険であるので児童相談所としては特に委託直後は頻繁に訪問する必要がある。「良い子」の状態は比較的短期間で見られなくなることが多い。過食が軽減し、覚えていた字を忘れていったりする。しかし、「良い子」の状態が長く続く場合は、子どもが里親家庭で緊張し続けていると考えられるので注意を要する。

この時期に児童相談所が状況把握するポイントとして

- ・食事、入浴、睡眠等基本的な生活を誰とどのように送っているか
- ・排泄や着脱衣はどうしているか
- ・問題があった場合、それを誰が受け止め、誰がどう対応しているか
- ・夫婦、家族の協力の状況について
- ・家族の中で、子どもが大切にされている雰囲気やエピソードはどんなものか
- ・家族のコミュニケーションのあり方に、年齢や委託日数を考慮して、自然な感じがあるか
- ・子どもの発達に応じた部屋の雰囲気があるか
- ・ペットがいる場合、子どもとペットとの関係はどうか
- ・里親が子どものことを語る時、可愛いという感じが伝わってくるか
- ・地域や学校に子どもをどのように紹介しているか
- ・子どもが安心していられる決まった居場所があるか

等々が挙げられる。

里親が不安や困惑を表現できることが大事である。

イ. 中期（混乱期）子どもが里親家庭に慣れるに従い、個人差があるものの、手のかからない「良い子」から手をかけさせる「悪い子」や「赤ちゃん」に変わっていく。ある年齢まで退行していく現象は「赤ちゃん返り」と言われ、新しい親、特に里母との関係を確認するために、本来の養育経験をやり直しているものと考えられている。そして、子どもなりに満たされ

ると自然に年齢相応のところに戻ってくるものである。

これはあるがままの自分をどこまで受け入れてくれるのか無意識のうちに試しているということである。そこで子どもは親の愛情を確認するために、親の一番嫌がることをしがちであり、特に虐待を受けた子どもには行動の逸脱や激しさが目立つ。この時期は、半年、1年、2年とつづくこともあることに留意しなければならない。

これらの特徴について列挙すると

- ・里母から片時も離れず、里父になつかない
- ・反抗的な態度をとり続ける（自己中心的で叱っても効果がない状態）
- ・攻撃的な言動や、おとなを挑発したり、いらだたせる行動が目立つ
- ・自分を表現しない（何を考えているかわからない）
- ・嘘をつく
- ・里親以外の大人に甘えたり、他の家に行き食事等を欲しがる
- ・過食が続く
- ・排泄、着脱衣、あいさつ等できていたことができなくなる
- ・夜泣きや夜尿が続く
- ・落ち着かない、注意を集中しない
- ・教室や友人の家から物を持って来たり、里親宅からお金を持ち出す
- ・同年齢の子どもに乱暴する、嘔みつく

等々が挙げられる。

これらの行動は環境の大きな変化による心因的なものが大半である。しかし、被虐待体験によると考えられる面や、一部には器質的な原因を内在している場合もあるので、児童相談所は十分な観察をしなければならない。

この時期に里親が子どもの状態をどのように受け止め、どのように対応するかによって、状況が変わる。里親が振り回されて混乱したり、しつけを急いだりするとさらに「悪い子」になるという悪循環に陥ることとなる。

児童相談所はこの時期に頻繁に訪問して（内容によっては心理職員が関わっての通所も考えられる）問題を共有の上、一緒に問題を乗り切る姿勢をとらなくてはならない。

ここで里親が陥りやすい状態として

- ・子どもに振り回され、心身ともに疲れ果てる
- ・受託前に抱いていた子どものイメージと、現実との違いに失望する
- ・「良い子にしなければ」としつけが厳しくなる
- ・溺愛したり、拒否的になったりと、片寄った養育姿勢をとる
- ・「子どもが急に変化するのではないか」と過度の期待感を持つ
- ・養育方針の違いで里親夫婦の葛藤が新たに起きる
- ・祖父母と同居している場合、関わり方について互いに批判的になる等、世代間の葛藤が表面化する
- ・実子がいる場合、実子との違いに戸惑い、愛情が公平に持てないと悩む（2人目以降の里親委託でも同様である）等々がある。

この時期を乗り越えるために児童相談所はいろいろな形態で援助を行うが、その場合の留意点は以下のとおりである。

- ・里親はかくあるべきという先入観を持ったり、実子でもこの程度のことはある（問題を大げさにとらえているのではないか、問題にする里親こそ問題）という視点で臨むことは避ける

- ・里親も子どもも変化するものであるという視点で、焦らず、問題を一緒に解決していこうという姿勢を持ち続ける
- ・育てていく中での心配や不安の訴えが「里親失格」や（余程のことがない限り）子どもを引き離すことにつながるのではないかという不安を里親が感じないよう配慮する
- ・児童相談所が行うグループ指導や里親会の活動に積極的に誘い、里親同士のつながりが持てるように配慮する

このように里親と児童相談所が協調しても「問題行動」が軽減しなかったり、逆にエスカレートし続けるようであれば、里親家庭への不適応行動と考えると、援助の再検討をする必要がある。

里親は、児童相談所に相談すると「だめな里親」とみられたり、「子どもを引き上げられる」（委託解除される）と思って、相談を控えることがある。里親養育は困難な仕事であり、児童相談所も協力して、子どもを養育するものであることを折に触れて伝えたい。

日々の相談の場として里親支援機関を活用したり、里親会を活用することは有効である。

子どもの保護者（親）との関係を検討し、可能ならば面会を児童相談所で行い、里親に協力を依頼する。子どもの問題の背後には親との関係が潜んでいることは多い。親の状況についても里親に伝えるようにする。

#### ウ. 後期（安定期）

安定したかどうかは、適応過程でみられる「問題行動」が落ち着くということ以外に、次の点を目安にする。

- ・子どもが安心してくつろいでいる
- ・子どもが自由にふるまえる
- ・子どもが家族全員に親愛感を持つ
- ・子どもを含め、家族全員の表情がよい
- ・里親の言動に自信（安定感）が感じられる
- ・混乱期の大変さを理解して、里親なりにその意味をつかんでいる
- ・理屈抜きに子どもを可愛いと感じている雰囲気がある

安定期にはいったとはいえ、子どもにいくつかの「問題」が見られることはある。

- ・前の時期から引き続き、うそ、お金の持ち出しなどの行動がつづいている
- ・学習への意欲が乏しい、学業成績が振るわない
- ・将来の方向（高校進学など）がはっきりしない

この時期にも、これらの問題が見られる場合には心理的なアセスメントが必要であり、知的能力に軽度の遅滞がみられないか、知的発達境界線級（ボーダーライン）ではないか、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、アスペルガー障害などが認められないかを明らかにする必要がある。

この時期の大事な課題は親との関係や生い立ちの整理である。児童相談所として、親の状況、状態を把握し、家族再統合を目指すのか、里親家庭からの自立を目指すのか、たとえばいっしょに暮らすことができなくても親との関係を維持するのかなどを検討しなければならない。

### (5) 里親による懲戒権濫用の禁止等

里親についても、児童福祉施設の長と同様に、監護・教育・懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採れることが明確化されたが、懲戒に関する権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、里親は、委託されている子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、また、里親から虐待を受けた子どもは、児童虐待防止法第6条の通告の対象となるものである。

さらに、平成20年度の児童福祉法の改正において社会的養護にある子どもたちへのケアを行う者からの虐待の防止等について明文化され、里親についても対象とされた。

委託されている子どもやその保護者から、懲戒に関する権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや児童虐待防止法に基づく通告を受けたときには、被措置児童等虐待として本庁担当課と連携を図りつつ対応することが必要である。詳細は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を参照されたい。

#### **4. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）等の取組**

##### **(1) 小規模住居型児童養育事業**

この事業は、家庭的養護を促進するため平成20年度の児童福祉法の改正において法定化されたものであり、子ども同士の相互作用を活かしつつ、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的としたものである。

児童相談所においては、この事業の趣旨を十分理解した上で、委託を進めることが必要である。

なお、詳細については別途通知される「小規模住居型児童養育事業実施要綱」を参照されたい。

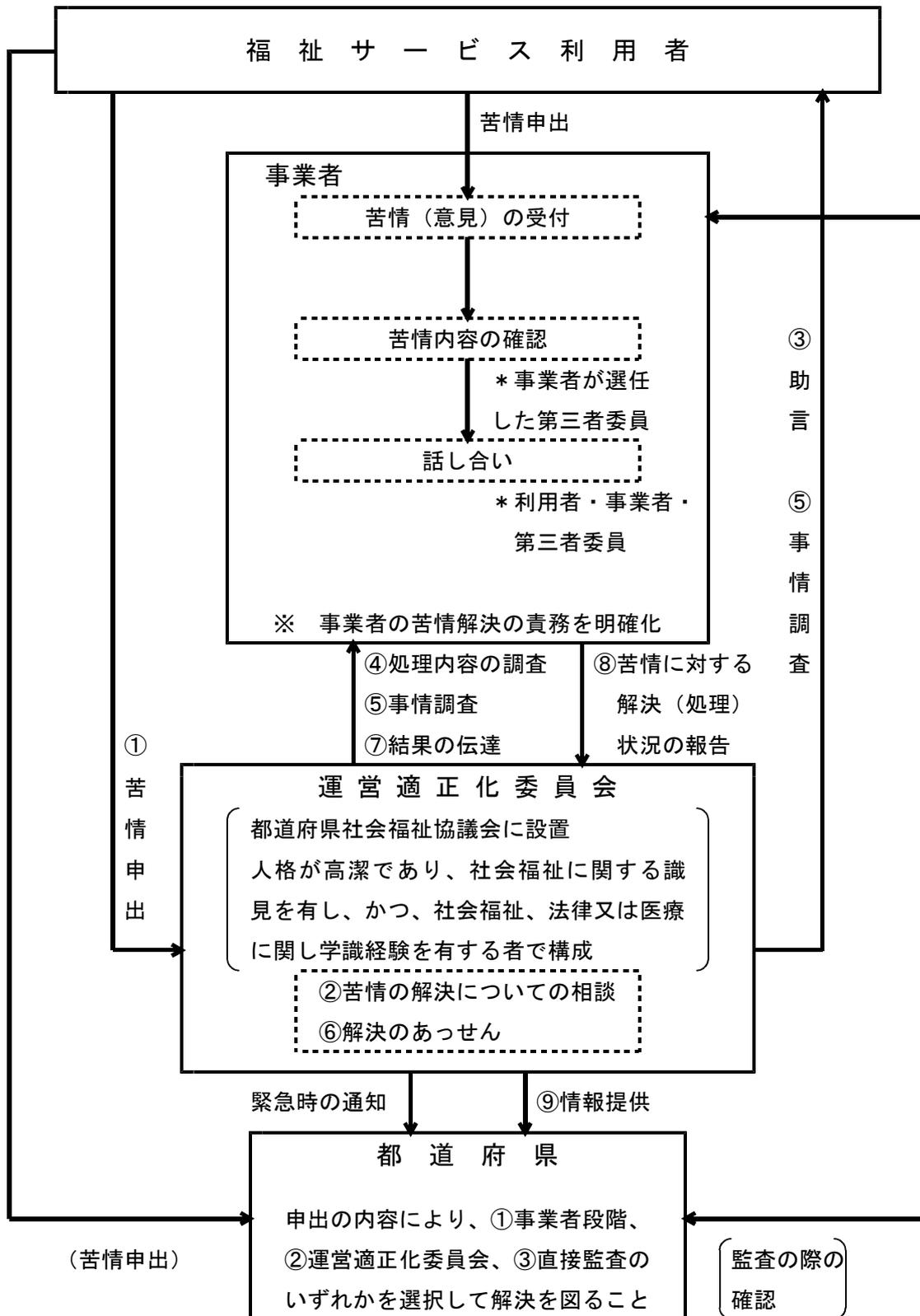
##### **(2) 児童自立生活援助事業**

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに際して保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難に突き当たることも多いことから、施設等の退所後に共同生活を営む住居において援助の実施が行われる児童自立生活援助事業に関して、平成20年度の児童福祉法の改正において対象児童の要件等が見直されたので、この事業の趣旨を十分理解した上で、斡旋することが必要である。

なお、詳細については別途通知される児童自立生活援助事業実施要綱を参照されたい。

(図9-1)

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



Ⓓ (別添9-1)

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト

氏名

再統合対象者

(

)

(

)

記入日(

年

月

日)

	チェックの視点	チェック項目 (該当欄に○をつける)	はい	ややはい	ややいいえ	いいえ	不明	特記事項
経過	1 交流状況	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である						
	2 施設等の判断	施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている						
子ども	3 乳児非該当 家庭復帰の希望	家庭復帰を望んでいる(真の希望でない場合は●)						
	4 保護者への思い、 愛着	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる						
	5 健康・発育の状況	成長・発達が順調である						
保護者	6 対人関係、情緒の 安定	乳児非該当 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している 乳児項目 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している						
	7 乳児非該当 リスク回避能力	虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる						
	8 引取りの希望	家庭引取りを希望している(真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる希望は●)						
	9 虐待の事実を認めていること	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる						
	10 子どもの立場に 立った見方	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる						
	11 衝動のコントロール	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる						
	12 精神的安定	精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかかわりがもてる)						
家庭環境	13 養育の知識・技術	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる						
	14 関係機関への援助関係構築の意思	児童相談所や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる						
	15 地域、近隣における 孤立、トラブル	近隣から必要なときに援助が得られる						
	16 親族との関係	親族から必要なときに援助が得られる						
地域	17 生活基盤の安定	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている						
	18 子どもの心理的居場所	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある						
地域	19 地域の受入れ体制	公的機関等による支援体制が確保されている						
	20 地域の支援機能	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行える						
評価		A 家庭復帰を進める B 家庭復帰に課題あり C 家庭復帰は不可  (B、Cの場合、その理由を記入)						

**家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト 記入上の着眼点**

**チェックリストの使用にあたって**

このチェックリストは、入所措置（里親委託）中の子どもについて、家庭復帰を検討する段階を迎えた時に、最低限押さえておくべき項目を整理したものです。着眼点を参考にそれぞれの項目を4段階でチェックし、取り巻く環境も含めた当該家族の現在の状況について確認することを目的にしています（年齢に応じて使い分ける項目があります）。チェックを行うにあたっては、各種の情報を吟味し、児童相談所として共通確認することはもちろんですが、客観性を確保することを十分に意識し、子どもと日常的に接している施設（里親）や、地域の関係機関と協働して共通理解を図るよう心がけてください。

チェック項目に「はい」の数が多ければその家族は安全性が高いと考えられるので、より多くの項目において「はい」にチェックされることが家庭復帰の原則ですが、全ての項目において「はい」にチェックされない限り家庭復帰できないということではなく、否定的にチェックされた項目については、虐待が再発するリスクを適切に認識した上で、リスクに対抗しうる手立てを講じることができるかどうか、家庭復帰を判断する上で重要になります。「はい」の数がいくつ以上だから家庭復帰できる、というような機械的な使い方は避け、家族と地域の支援体制を総合的に判断する道具として使用してください。

なお、本チェックリストの活用方法としては、家族の変化を迫った援助を組み立てるために、子どもが施設に入所した時点、入所中、家庭復帰を検討する時点というような援助の節目でチェックを行い、それぞれの時点での課題を明らかにしていくといった使い方も考えられます。

いずれの使い方であってもチェックリストはあくまでもひとつのツールです。その限界を理解した上で使用してください。

		チェック項目	記入上の着眼点
経過	1	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である	<b>施設の自立支援計画と児童相談所の家庭復帰プログラムにそった取組の実施状況をチェック</b> (例)・面会、外出、外泊において家族が安定してすごしているか ・面会、外泊等の前後、子どもの様子に拒否的な表情、態度がないか ・交流中に暴力、暴言、ネグレクトなどの虐待行為がなかったか ・当該家族に対する援助指針等が要保護児童対策地域協議会等で共有されているか ・(乳)一時外泊から戻ったときに体重が激減していないか、衛生が保たれているか
	2	施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている	<b>施設(里親)が家庭引取りを進める上で抱えている安心感と不安感をチェック</b> (施設(里親)等との情報交換を綿密に行なう) (例)・施設(里親)が持っている安心の要因は何か ・施設(里親)が危惧している項目に十分な検討を行なったか ・通院している事例については主治医の意見を参考にしているか
子ども	3	乳児非該当 家庭復帰を望んでいる(真の希望でない場合は●)	<b>子どもがどの程度家庭復帰を望んでいるか、保護者との間にずれがないかをチェック</b> (伝聞ではなく児童相談所が面接を行なう) (例)・保護者に言い含められていないか ・家に帰ったらどこで誰と寝るのか等、生活場面の具体的なイメージがあるか ・施設生活から逃避したい思いはないか ・家での生活に対する不安感ほどの程度か
	4	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる	<b>保護者に対する恐怖心はないか、医学・心理学面の情報もチェック</b> (例)・保護者を頼り信頼する行動が見られるか ・保護者の言動やしぐさにおびえる事はないか ・家に帰りたあまりに、保護者に過度に適應していないか ・(乳)養育者に向けた微笑や笑い、発声等が見られるか/外泊後、後追いなど見られるか
	5	成長・発達が順調である	<b>健康面・発達面の状況についてチェック</b> (例)・身長・体重等身体的発達及び健康面の状況はどうか ・知的発達の状況はどうか (障害については親の理解程度によっては再発につながる場合もあり、リスク要因として捉える) ・虐待されていたことを歪曲せず親との関係の現実として受け止めているか ・(乳)食欲があり、哺乳・離乳食を順調に摂取できているか
	6	乳児非該当 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している	<b>対人関係や集団適応の状況についてチェック</b> (例)・不安抑うつ、身体的訴え、過度の引きこもり、思考の偏り、注意の不安定さなどがないか ・過度の攻撃性や依存、対人関係の距離のとり方、その他適応に問題なく、安定しているか ・非行など社会的な逸脱行動がないか ・PTSD症状があった場合、その回復状況はどうか
	6	乳児項目 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している	<b>施設職員や里親を頼り信頼する行動が見られているかをチェック</b> (例)・施設職員や里親に抱っこされたりかわいがられることを喜び、そうしてほしがるか ・機嫌よくにっこりしたり、発声したりしているか ・不安なとき、困ったとき(転んだ、知らない人が来た等)に、施設職員や里親を頼るか ・PTSD症状があった場合、その回復状況はどうか
7	乳児非該当 虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる	<b>危機状況に陥りそうになったとき対処が可能かどうかをチェック</b> (例)・近隣住民に相談したり助けを求めることができるか ・学校の先生に相談したり助けを求めることができるか ・児相や地域の機関に相談したり助けを求めることができるか	

保護者	8	家庭引取りを希望している(真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる)	<b>保護者がどの程度引取りを希望しているか、子どもとのずれ、家族間のずれについてもチェック</b> (例)・保護者の引き取りたい気持ちに、焦りや子どもへの依存的要素はないか ・引取りの希望は家族間で一致しているか ・子どもを含めた生活設計があるか
	9	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる	<b>虐待行為に対する認知の状況をチェック</b> (例)・虐待の事実を認めているか ・虐待行為について正しく理解できているか ・問題解決に取組み、一定の成果が見られるか
	10	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる	<b>子どもの生活全般の保障、子どもへの関わりをチェック</b> (例)・子どもの活動や働きかけに注意を向け、ていねいに応答しているか ・子どもの表情や態度から子どもの意図や気持ちを察しようとしているか ・子どものすることに過度の干渉やコントロールをしていないか ・家庭復帰後に起きるさまざまな子どもの反応を予測し、適切に対応することができるか
	11	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる	<b>怒りや衝動性についてチェック</b> (例)・怒りや衝動を自覚することができるか ・怒りや衝動を処理する適切な手段・相談相手があるか ・衝動的な行動を緩和させる医療機関への通院や服薬が適切に行なわれているか ・(乳)一回の衝動的行為で重大事故につながるが、その可能性が低くなっているか
	12	精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかわりがある)	<b>精神的状況についてチェック</b> (例)・極度の抑うつに支配されていないか ・精神的な問題(依存症等も含む)があった場合は、適切な治療・カウンセリングにより状況が改善しているか(継続して治療を受けているか) ・過度の子育てストレス感に支配されていないか ・(乳)保健所の定期的な訪問等を受け入れる姿勢があるか
	13	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる	<b>子どもの養育についての知識があり、それを活用できるかをチェック</b> (例)・子どもへの要求水準が高すぎることはないか ・保護者が具体的な育児スキル・養育知識を習得しているか ・養育についての疑問点や不安を投げかけてこられるか
家庭環境	14	児相や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる	<b>保護者と相談機関との関係性をチェック</b> (例)・保護者から児童相談所に連絡してくるなど、関係機関と保護者が支援関係を築けているか ・虐待再発の危険を保護者が認識したとき、すぐSOSを出す意志があるか ・施設職員、里親との信頼関係があり必要なとき適切な相談ができるか
	15	近隣から必要に応じて援助が得られる	<b>近隣、地域との関係をチェック</b> (例)・地域で孤立していたり、対立関係はないか ・困ったときに相談できる相手がいるか ・困ったときに協力してくれる人(個人や団体)がいるか ・必要な支援をしてくれる人が日常的にいるか
	16	親族から必要に応じて援助が得られる	<b>親族の状況をチェック</b> (例)・親族と疎遠になっていないか ・親族と対立していないか ・困ったときに相談できたり協力してくれる親族はいるか ・父母の代わりとなるきょうだいや親族の存在はあるか
	17	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている	<b>家族で暮らしていく上での定住地があり、経済的な安定が確保されているかをチェック</b> (例)・家族が安定して生活できる居所はあるか ・定期的な収入があり、経済的な安定が確保されているか ・借金・ギャンブル等、金銭問題や金銭管理能力に課題はないか ・食事や洗濯、入浴、清潔な環境を保つなど、健康的な日常生活の基本がなされているか
	18	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある	<b>家族関係や子どもの安心感についてチェック</b> (例)・家事や子育てに対して適切な家族の協調関係があるか(DV関係はないか) ・新たな家人が同居していないか、連れ子を含め、新たな人間関係はどうか ・子どもとの同居により、新たな居住地に転居を考えているかどうか ・日常的に子どもを守る人が家庭内又は近隣にいるか
地域	19	公的機関等による支援体制が確保されている	<b>地域に必要な養育支援サービスがあるかをチェック</b> (例)・家族が日常的に相談できる機関はどこか ・家族を継続的にモニターし、虐待の再発などを速やかに察知する環境があるか ・夜間等の緊急時に発見できる人が近くにいるか
	20	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行なえる	<b>地域の養育支援サービスが適切に機能するかをチェック</b> ・関係機関がそれぞれの機能と役割を認識し、いざというときに緊急支援できる状況か ・保育所、学校等の子どもが通う機関が適切に対応できるか ・関係機関をコーディネートする機関があるか

(別添9-2)

自立支援計画票

施設名		作成者名			
フリカナ 子ども氏名		性別	男 女	生年月日	年 月 日 ( 歳)
保護者氏名		続柄		作成年月日	年 月 日
主たる問題					
本人の意向					
保護者の意向					
市町村・保育所・学校・職場 などの意見					
児童相談所との協議内容					
<b>【支援方針】</b>					
第〇回 支援計画の策定及び評価      次期検討時期:    年    月					
子   ども   本   人					
<b>【長期目標】</b>					
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価 (内容・期日)	
【 短期目標 (優先的 重点的 課題) 】				年    月    日	
				年    月    日	
				年    月    日	
				年    月    日	

家庭（養育者・家族）

【長期目標】

	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標 （優先的 重点的課題） 】				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

地域（保育所・学校等）

【長期目標】

	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標 】				年 月 日
				年 月 日

総 合

【長期目標】

	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標 】				年 月 日
				年 月 日

【特記事項】

(別添9-3)

自立支援計画票(記入例)

施設名 □□児童養護施設		作成者名				
フリカ ナ 子ども氏名	ミライ コウタ 未 来 幸 太	性別	○男 女	生年月日	○年 ○月 ○日 ( 11歳)	
保護者氏名	ミライ リョウ 未 来 良	続柄	実 父	作成年月日	×年 ×月 ×日	
主たる問題	被虐待経験によるトラウマ・行動上の問題					
本人の意向	母が自分の間違いを認め、謝りたいといっていると聞いて、母に対する嫌な気持ちはもっているが、確かめてみてほしいという気持ちもある。早く家庭復帰をし、出身学校に通いたい。					
保護者の意向	母親としては、自分のこれまで行ってきた言動に対し、不適切なものであったことを認識し、改善しようと意欲がでてきており、息子に謝り、関係の回復・改善を臨んでいる。					
市町村・学校・保育所・職場などの意見	出身学校としては、定期的な訪問などにより、家庭を含めて支援をしていきたい。					
児童相談所との協議内容	入所後の経過(3ヶ月間)をみると、本児も施設生活に適応し始めており、自分の問題性についても認識し、改善しようと取り組んでいる。母親も、児相の援助活動を積極的に受け入れ取り組んでおり、少しずつではあるが改善がみられるため、通信などを活用しつつ親子関係の調整を図る。					
【支援方針】 本児の行動上の問題の改善及びトラウマからの回復を図ると共に、父親の養育参加などによる母親の養育ストレスを軽減しつつ養育方法について体得できるよう指導を行い、その上で家族の再統合を図る。						
第○回 支援計画の策定及び評価			次期検討時期: △年 △月			
<b>子ども本人</b>						
【長期目標】 盗みなどの問題性の改善及びトラウマからの回復						
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)		
(短期目標 優先的 重点的 課題)	被虐待体験やいじめられ体験により、人間に対する不信感や恐怖感が強い。	職員等との関係性を深め、人間に対する信頼感の獲得をめざす。トラウマ性の体験に起因する不信感や恐怖感の軽減を図る。	定期的に職員と一緒に取り組む作業などをつくり、関係性の構築を図る。心理療法における虐待体験の修正。	年 月 日		
	自己イメージが低く、コミュニケーションがうまくとれず、対人ストレスが蓄積すると、行動上の問題を起こす	得意なスポーツ活動などを通して自己肯定感を育む。また、行動上の問題に至った心理的な状態の理解を促す。	少年野球チームの主力選手として活動する場を設ける。問題の発生時には認知や感情の丁寧な振り返りをする。	年 月 日		
		他児に対して表現する機会を与え、対人コミュニケーション機能を高める。	グループ場面を活用し、声かけなど最上級生として他児への働きかけなどに組みませる。	年 月 日		
	自分がどのような状況になると、行動上の問題が発生するのか、その力動が十分に認識できていない	自分の行動上の問題の発生経過について、認知や感情などの理解を深める。また、虐待経験との関連を理解する。	施設内での行動上の問題の発生場面状況について考えられるよう、丁寧にサポートする。	年 月 日		

家庭（養育者・家族）

【長期目標】 母親と本児との関係性の改善を図ると共に、父親、母親との協働による養育機能の再生・強化を図る。また、母親が本児との関係でどのような心理状態になり、それが虐待の開始、及び悪化にどのように結びつたのかを理解できるようにする。

	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標（優先的・重点的課題）】	母親の虐待行為に対する認識は深まりつつあるが、抑制技術を体得できていない。本児に対する認知や感情について十分に認識できていない。	自分の行動が子どもに与える(与えた)影響について理解し、虐待行為を回避・抑制のための技術を獲得する。本児の成育歴を振り返りながら、そのときの心理状態を理解する。そうした心理と虐待との関連を認識する。	児童相談所における個人面接の実施(月2回程度)	年 月 日
	思春期の児童への養育技術(ペアレンティング)が十分に身に付いていない	思春期児童に対する養育技術を獲得する。	これまで継続してきたペアレンティング教室への参加(隔週)	年 月 日
	父親の役割が重要であるが、指示させたことは行うもののその意識は十分ではない	キーパーソンとしての自覚を持たせ、家族調整や養育への参加意欲を高める。母親の心理状態に対する理解を深め、母親への心理的なサポーターとしての役割を取ることが出来る。	週末には可能な限り帰宅し、本人への面会や家庭における養育支援を行う。児童相談所での個人及び夫婦面接(月1回程度)。	年 月 日

地域（保育所・学校等）

【長期目標】 定期的かつ必要に応じて支援できるネットワークの形成(学校、教育委員会、主任児童委員、訪問支援員、警察、民間団体、活動サークルなど)

	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標】	サークルなどへの参加はするようになるものの、近所とのつきあいなどはなかなかできず、孤立感	ネットワークによる支援により、つきあう範囲の拡充を図る	主任児童委員が開催しているスポーツサークルや学校のPTA活動への参加による地域との関係づくり	年 月 日
	学校との関係性が希薄になりつつある。	出身学校の担任などと本人との関係性を維持、強化する。	定期的な通信や面会などにより、交流を図る	年 月 日

総 合

【長期目標】 地域からのフォローアップが得られる体制のもとでの家族再統合もしくは家族機能の改善

	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標】	母親と本人との関係が悪く、母子関係の調整・改善が必要。再統合が可能かどうかを見極める必要あり。	母子関係に着目するとともに、父親・妹を含めた家族全体の調整を図る。	個々の達成目標を設け、適宜モニタリングしながら、その達成にむけた支援を行う。	年 月 日
			通信などを活用した本人と母親との関係調整を図る	年 月 日

【特記事項】 通信については開始する。面会については通信の状況をみつつ判断する。